

邑楽町告示第107号

平成22年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年9月1日

邑楽町長 金子 正 一

1. 期 日 平成22年9月7日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（16名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
1 0 番	小 島 幸 典 議員	1 1 番	立 沢 稔 夫 議員
1 2 番	小 倉 修 議員	1 3 番	横 山 英 雄 議員
1 4 番	本 間 恵 治 議員	1 5 番	細 谷 博 之 議員
1 6 番	相 場 一 夫 議員	1 7 番	石 井 悦 雄 議員

○不応招議員（なし）

平成22年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成22年9月7日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2 号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 同意第 2 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第46号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第 9 議案第47号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第51号 町道の路線認定及び廃止について
- 第14 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算
- 第15 議案第53号 平成22年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第54号 平成22年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第55号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第56号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第19 議案第57号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第20 議案第58号 平成22年度邑楽町水道事業会計補正予算
- 第21 認定第 1 号 平成21年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2 号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 3 号 平成21年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 4 号 平成21年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 5 号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 6 号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 7 号 平成21年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 8 号 平成21年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○出席議員（16名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
10 番	小 島 幸 典 議員	11 番	立 沢 稔 夫 議員
12 番	小 倉 修 議員	13 番	横 山 英 雄 議員
14 番	本 間 恵 治 議員	15 番	細 谷 博 之 議員
16 番	相 場 一 夫 議員	17 番	石 井 悦 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
河 内 登	教 育 長 職 務 代 理 者 学 校 教 育 課 長
中 村 紀 雄	総 務 課 長
小 倉 章 利	企 画 課 長
立 沢 茂	税 務 課 長
小 島 敏 晴	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長
相 場 利 夫	生 活 環 境 課 長
諸 井 政 行	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
神 山 均	住 民 課 長
小 島 哲 幸	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
増 尾 隆 男	水 道 課 長
大 舩 一	生 涯 学 習 課 長
増 尾 栄 一	監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○相場一夫議長 ただいまから平成22年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小島幸典議員、立沢稔夫議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○相場一夫議長 日程第3、報告第2号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月17日に監査委員の審査に付しまして意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○相場一夫議長 報告の件につきまして質疑はありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 この21年度健全化判断比率及び資金不足の比率につきましては、この数字で見た限りでは健全でございます。しかしながら、水道事業会計におきましてはやや黒字が出ているのかなというふうな判断もしております。そんな中で、呂楽町の一部、太田のほうから引き入れている区域につきましては、水道料金が呂楽町より安いのです。そういう中で、余り黒字を出すということは、私はよくないのではないかなということがございます。この点について町長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、その下の下水道事業の特別会計でございますけれども、資金不足比率は該当しないということで横書きが引いておりますけれども、一般会計からの繰出金がかなりあります。それから、町の借金、町債を入れて予算を組んでおります。本来であれば、特別会計ですので、受益者負担の見地からすれば、私はこの点につきましては、一般会計から繰り出しをしたり、借金をしたり、そういうことがなくなるのが本来の目標でございますので、その点につきましては町長は今後どのようにお考えなのか、方策をお聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

おかげさまで町民皆さんのいろんなご協力をいただきながら財政運営をしてきているところでありますが、連結決算も含めて黒字ということで指示をいたしております。しかしながら、後段にもありましたが、下水道については一般会計からの繰り出しということもあります。しかしながら、これらについては広く環境を浄化するということの意味合いでの利根川左岸の下水道事業を進めているところでもありまして、そういう点ではその区域ということも685ヘクタールですか、設定されておりまして、逐次その事業を進めているところでもございまして、約1億6,000万円ほどの一般会計から持ち出しているのがあるわけですが、これらについては当然下水道会計だけで考えれば赤字ということにもなろうかと思えます。そういう点を考えますと、それらの事業についてのこれからの進め方ということも十分研究し、そういうことが少しでも縮小されるように考えていかなければいけないのかな、こんなふうに思っています。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 それから、この下水道の事業につきましては、終末処理場を抱えた新中野、そして明野、この団地がございます。この汚水の処理費につきましては、下水道の処理費よりほぼ

半分以上という値段での推移であります。そしてまた、その修理につきましては一般会計から繰り出しをして修理しているのが現状でございます。本来その区域も、将来にわたって下水道区域に繰り入れていくという方向性で町は考えていると思いますが、その格差是正を、私は再三言っておりますけれども、極端にあすから倍にふやしますということは、私はなかなかできないのではないかと、いうことを言っておりますけれども、その格差の是正をどのようにこれからお諮りしていくのか、考えを伺わせていただきたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 議員がご指摘のとおり、今いわゆる新中野、明野のコミプラについては、それぞれの地域での終末処理を行っているところでもあります。そういうことを含めて、下水道事業とコミプラ事業についての下水道料金の格差があるのではないかと、いうことは承知をいたしております。これをどのように是正するかということにつきましては、当然その一般会計からの維持費という支出もあるわけでございますので、順次関係する町民の方にそういったことを説明することが必要だろうというふうに思っておりますので、すぐにすぐということにはならないかと思いますが、そういう環境はつくっていかざるを得ないのかなと、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 この終末処理場を抱えた2つの市街化区域でございますけれども、本来一般会計から繰り出しをして施設の整備をするということにつきましては、受益者負担の見地からしても本来おかしいのです。町民全体の血税をそれに費やすわけでございますので、そこの人たちであくまでも受益者負担の見地からすれば独立採算制をとっていただくのが当たり前の行為だと私は思っています。ましてや下水道処理費よりも極端に安いのですから。今後その予算を組む時点におきまして、そういう計画があるのであれば、私は多少その地域の人に負担をしていただいても、あくまでも受益者負担の見地を守っていただきたい。そういうふうに要望して、終わります。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 なければ、以上で報告第2号については終わります。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○相場一夫議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説

明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている３名の委員のうち、呂楽町大字秋妻241番地１、岩崎公珍氏の任期が平成22年12月末日をもって満了となりますので、引き続き次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、諮問第１号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第５ 諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○相場一夫議長 日程第５、諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている３名の委員のうち、呂楽町大字赤堀527番地、堀越菊太郎氏の任期が平成22年12月末日をもって満了となりますので、引き続き次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 さきの全協でも私は意見を申しました。この堀越氏が悪いというのではございません。やはり先ほど選ばれた岩崎氏とともに5期目だということで伺っております。もう一人の方は2期目に入るといふ現況があるわけですが、私はベテランの方に長くやっていただくというのも1つの方法だと思いますが、ではこの2人、この5期目の方がおやめになるときは、2人が新しい人になるわけです。そういう見地からすると、私は決して慰留していただくのがすべてではないと。やはりその中の活性化を図る。また、年齢のバランスを考える。そういう中で、私は人選をするべきだといふふうにも思っております。今後そのような見地の中で、バランスを考えて、そしてまた地域性等を考えた中で人選に当たることを要望いたしまして、お願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○相場一夫議長 日程第6、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の公平委員会委員であります呂楽町大字赤堀520番地、橋本康正氏の任期が平成22年9月15日に満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をい

ただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

○相場一夫議長 日程第7、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります呂楽町大字赤堀1938番地1、中村晃氏の任期が平成22年9月21日に満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第46号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する
協議について

○相場一夫議長 日程第8、議案第46号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

臨海学校の廃止、東毛歴史資料館及び群馬の水郷の譲渡により、組合の共同処理事務が縮小され、事務局組織の見直しを図ってきたところではありますが、今般組合議会におきましても議員定数等の見直しを図るべく規約の一部を改めるものであります。

変更内容については、組合議員定数を24から10に、また選出方法については条文中の「関係市町の議長をもって当てるほか」を削除し、「関係市町の議会で議員のうちから選挙によって選出すること」と改めたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 東毛広域市町村圏の振興整備組合の規約を変更して、その議員の縮小を図るということでございますけれども、東毛広域圏の課せられた役割というものがあると思いますが、人数を縮小することによって、またこの邑楽町を中心とする東毛広域の人たちのいろんな意味で、子供たちが例えば林間学校、臨海学校等やってきたわけですが、そういう部分も縮小される

と。そういう見地の中で、本来であれば東毛広域の組合の役割ということについて、その活動自体も縮小されるのかどうか、危惧するところでもございます。その点につきまして、町長はどのような今後お考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 東毛広域市町村圏の振興整備組合につきましては、かねがね臨海学校、それから尾島にあります東毛歴史資料館、そして板倉町にあります群馬の水郷ということでの部分と、現在赤城山の林間学校があるわけでありましたが、新潟にあります臨海学校につきましては新潟の地震等を踏まえた中でのこれは減。それから、資料館、水郷については、ただいま申し上げたようなことでの縮小ということであります。

今後それをどう図っていくかということではありますが、当然これは多くの児童生徒に対しての野外活動を含めて進めてきたという経緯もあるわけでありまして。振興整備組合としては、いろいろな状況を考えた中で、林間学校については従前のようにやっていくということでございます。これは、将来的に児童生徒のことを考えれば、そういった野外活動が縮小されていくことでもありますので、懸念をする部分もあるわけでありまして、加盟している自治体等の意見調整ということも十分あるわけございまして、私としては現状の提案をした中での進め方で、現状はやむを得ないのではないかというふうに思っております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今まで行ってきた事業を縮小する中で、組合の構成も縮小するのだというふうなお考えのもとにこういう提案がされてきたのだと思いますけれども、私はその中身につきましてはやはり今まで以上にこの存在感といいますか、東毛広域の組合として大いに東毛広域圏としての盛り上がりを期待するところでもございます。そういう部分では、町としてもこの中で臨海学校にかわる、また次の1つの考えを提案するとか、やはりそういう中でしりすぼみにならないように、せっかくこういう組合組織があるわけですから、有効に使える方策を今後少しでも町としても要望を出しながらとっていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○17番 石井悦雄議員 1つお尋ねいたします。というのは、私は以前東毛広域圏にはお世話になったこともございます。当時の管理者が現在の管理者をやっておるのですね。もちろん今と違って当時はある意味では元気があったのです。ですから、この事業を大きくするということが1つの夢でもあったわけです。新潟の関係もわかります。この海の関係もよくわかります。それと、もう一つ、資料館については尾島町にお願いしたということですね。それと、水郷の関係については板倉さんですね。ちょっと当時のことを思い浮かべると、現在の社会情勢と申しましょうか、もっと詳しく申し上げるならば経済情勢が厳しい。その辺が本音ではないかと思うのですけれども、その辺につ

いてどうお考えになっているか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 1つには、そういった経済的な面もあろうかと思いますが、歴史資料館については太田市で管轄をする。それから、水郷については板倉町でということで、それぞれ効率的な運営がよろしいのではないかとということがある面ではあるのかなというふうに思っております。設立をされた当時と現状では若干そういった変遷はあるわけでありまして、その時代のニーズに応じてこのような形での縮小を図っていくということでございます。そのようなことでご理解いただければと思います。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 広域圏の事情についてはわかります。わかりますけれども、例えばこれは事務組合ですから、その経済的な状況等についても昨今の状況は決して甘くはないですから、これはよく理解をできますけれども、組織の中の議員の定数を減らさなくても私はよろしいかなと。例えば邑楽町が3が1になったわけですね。本当の邑楽町の声をこの広域圏の中で反映させるというのは大変厳しいものがあると思うのです。それぞれ関係する市町村が、その地域ごとの意見を反映するには、議員の数だけ減らしたって、多いからいいとは申しませんが、現状のままだでもよかったのではないかな、そんなふうにも思っております。これに至るまで、その辺についての経過があろうかと思えますけれども、もし差し支えなかったらお聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 経過については、先ほどご提案を申し上げたとおりであります。先ほど議員のほうから現在の議員定数、3名というお話がありましたが、邑楽町からは2名ということになっておりまして、それが1名ということです。当然多くの議員がおられることによって多くの意見が出る。そして、いいものが醸成されるということはそのとおりだと思っておりますが、先ほど提案をいたしましたような形での考え方ということでございますので、先ほどのご意見とあわせて貴重な意見として、組合のほうにはそのような意見があったということを申し上げたいと、こんなふうに思います。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 ぜひそのようにお願いしたいと思います。派遣される町の議会を代表して行かれる方も、そういう手当とかなんか、そういうことは毛頭考えていないと思います。ですから、余りお金にこだわるようなことのないように。それでは、地域住民の、特にお子さんがかわいそうです。何も事業をやってやれないなんて。そういうことがないように、これからぜひ協議会等がありましたらご発言のほどをお願いいたします。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 私も前回まで東毛広域の議員をやらせていただいたわけでございます。これから事業等につきましてもどんどんと広域化してくると。ごみにいたしましても、し尿問題にいたしましても、それから斎場にいたしましても。この臨海とか板倉の水郷だとか、そういう歴史資料館等につきましてもその市町村へということはわかりますが、これから箱物施設にしてもそうでございます。やはり広域化の中で考えるためには、市町村合併を東毛市というようなことは私はまだ申しませんが、そういった形の中で将来のことを考えれば、どんどんと広域化して考えなければならない問題があるのです。そのときにだんだん、だんだん人間を減らしていくということではなくて、考える方向を変えていかなければならないと。ただ公民館をつくりましょう、文化会館をつくりましょうと。そのつくったものをいかに広く利用するためには、やはりそういった大きな組織の中で考えなければならない問題がこれから出てくると思いますが、町長、どうでしょうか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 議員が指摘されますように、その事業によっては広域化がやはり求められるものもありましょうし、ただいま提案している関係につきましても、振興組合の中での事業ということが限られているわけでありまして、その中での縮小ということでもありますから、結果として議員定数も減ということになるわけです。これからのことを考えれば、広域的なことというのは大事なことはあります。現在行われておりますごみ処理の問題、それからリサイクルの問題等も3町あるいは1市3町という形での広域業務を行っているわけでありまして、その事業によってはやはりそういうことが必要が求められると。それは、私も理解をしております。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 どういったところがどういう仕事をするかということを考えた場合には、私は無駄は省く。極端に言えばですよ。無駄は省くといったときには、やはりそういった組織が考えを持ってやらなければ、今の東毛広域の仕事というのは新潟の臨海がなくなり、板倉がなくなり、資料館がなくなり、あるものがただ少なくなるだけなのです。そうではなくて、事業の内容を方向を変えて、町が市が無駄がないようにやろうというのが私は一番いいことかなと思います。合併にしたってそうです。議員が在任特例で町会議員が市会議員になるからいいやというようなことではなくて、やはり合併を推進する者は、自分がそのレールに乗ったときは引退をするぐらいの気持ちでなければ、邑楽町で2人か3人出ればいいやと。真剣に考えた中の議員が2人か3人出ればいいやということで無駄は省けるでしょう。そういった形の中で、広域化というものがなくなってくると私は思っているのです。ただ単に今のものが少なくなるから、議員も少なくていいや。そういうことではなくて、やはり違う目線を持って、町民のことを考えて、市民のことを考えて、これなら無駄がなくなるのだと、こうすれば公民館でも利用度が上がると、文化会館も利用度が上がると。どんどん、どんどん交流するところをつくっていかなければ、私は今のままでは箱物にして

も何にしても大変な維持管理がかかってくると、そんなふうに思っているのです。どうでしょう、最後に町長。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいま議員のご意見につきましては、大変貴重なご意見でありますので、承っておきます。今後の事業運営に生かしていきたいと、こんなふうに思います。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 先ほどこういった大きな組織の中での考え方ということで申し上げたのですが、やはり今の議員数から考えますと、今の場合は大きな合併、1つ出しますけれども、議員も数が減り、首長も数が減ると。私は、そういった組織というものは、考えを変えた中で、まずもってそういった組織から無駄を省いていくということは必要ではないかなと思うのですが、今後とも中央へ出ていったときにはよろしく東毛広域の中でも発言をお願いしたいと思います。お願いいたします。終わります。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 現在東毛広域市町村圏の組合の議員の数を減らすということで出ておりますけれども、やはり各自治体について事業を積極的にやるのは当然なのですが、議員の人数について各自治体とも2人を最低必要とする。そういう格好に定めていただければと思います。なぜかといいますと、町の議会でも同じですが、意見があっても出さない。出さなければ、その組合の事務局の考えだけでその組織が終わってしまう。活性化しない。そういうものがあると思いますので、ぜひとも最低人数を2人にしていただければと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 複数の議員がおられればということは、そういったご意見もあろうかと思います。この一部事務組合については、それぞれの自治体の意見ということも十分しんしゃくして、管理者、当然私副管理者ということですが、やっているわけですので、この整備組合、東毛市町村圏の整備組合についてはそういった議論を経た中で決定をされ、提案しているということでもありますので、今後他の事業あるいは組合等については、そういった意見ということがありましたということについては申し上げたいと思います。要望ということで承っておきます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 ただいま町長の説明の中で、1点目は確認になりますけれども、臨海学校を廃止した理由は新潟地震によるものだというふうに私には聞こえましたが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 臨海学校については、その地震ということが大きな原因として廃止の方向ということで決定したということでございます。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 新潟地震が大きな原因だということですが、本来大変老朽化もしております、また開設された当時はなかなか個人では海に行くこともできないということで、それこそ広域的に学校をつくることによって、この東毛地区の子供たちが安価でそういった体験学習ができるということでできたやに私は聞いております。また、その廃止も当然のことながら老朽化により、またそういった面では最近是个々に海水浴等も行けるという状況になったということで、老朽化、そしてまた当初の目的が達成できたということで、これが廃止になったのだというようなお話も聞いておりました。町長の説明によりますと、全く違ったように聞こえます。一事が万事でありますから、説明をするときには十分正確な内容を説明していただきたいというふうに思います。

2つ目なのですが、そのように必ず1つの自治体では負担が大き過ぎてなかなか立ち上がらないということで、広域行政というのは成り立ってくるのかなというふうに私は考えております。そしてまた、今回組合議会も人数を減少するということですが、東毛広域圏の整備組合ではこれもまた町と同じように10カ年計画を作成されていると思います。これらの中で今ある事業だけをやるのがこの整備組合ではなくて、今後広域的に、また単独でやるよりは広域的に実施することが効率的であり、有効な手段だということになれば、当然組合でそれは取り上げていくべきものだというふうに考えておりますが、その点について町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 一部事務組合のそれぞれ構成するということについては、それぞれの目的があって、その目的達成のために設置するということであろうかと思います。この広域的なことについての目的がということもあるわけですが、この市町村の振興整備組合については、特に先ほどご提案したような内容であります、それ以外のものについても広域的な、また効率的なこととは十分考えた上での進め方をしていくことは、そのとおりだというふうに思っています。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 ぜひそういうことで、東毛地域の振興のために、そしてまた効率いい行政運営ができますように、ぜひこの組合の議員につきましても人数は私自身そんなに減らしてほしくないとは思いますが、全体的な住民の意見反映ができるような、ぜひそういった組織にこれからもしただけのようにお願いをして、質問を終わります。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第47号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第9、議案第47号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 立沢税務課長。

〔立沢 茂税務課長登壇〕

○立沢 茂税務課長 議案第47号 邑楽町税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書のほうをお開き願いたいと思います。邑楽町税条例の一部を改正する条例でございます。この条例改正につきましては、上位法であります地方税法等の改正に伴い、邑楽町税条例の一部を改正するものでございます。

最初に、第18条でございますが、この改正につきましては国税における企業グループ税制の改正等に対応する所要の措置を講ずるため、地方税法第321条の8、法人の市町村民税の申告納付の改正による項ずれと文言の整理を行うものでございます。

次に、第31条でございますが、地方税法第312条の改正に伴う規定の整備でございます。地方税

法第312条の第3項第2号、解散した法人の均等割の算定期間について削除されたことによる号番号の修正をするものでございます。

次に、第36条の3の次に次の2条を加えるものでございます。第36条の3の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書と、次のページになりますけれども、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、この2条の新設は地方税法第317条の3の2及び第317条の3の3の新設に伴う規定の整備でございます。

内容でございますけれども、所得控除から手当への考え方から、子供手当や高校の無償化といった施策が創設される一方で、所得税において年少扶養親族に係る扶養控除の廃止や、16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となったことに伴い、所得税との整合性の観点から、個人住民税においても同様の措置を講ずるものでございます。

最初に、第36条の3の2でございますが、最初のページになりますけれども、第1項では所得税法第194条第1項の規定により、同項に規定する申告書を提出しなければならない者として、町内に住所を有する給与所得者は、給与支払い者から毎年最初に給与の支払いを受ける日の前日までに、1号では当該給与支払い者の氏名または名称、2号では扶養親族の氏名、次のページになりますけれども、3号ではその他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払い者を經由して町長に提出しなければならないというものでございます。

第2項は、年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、異動を生じた日を最初に給与の支払いを受ける日の前日までにその異動の内容、その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払い者を經由して町長に提出しなければならないというものでございます。

第3項は、前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払い者に受理されたときは、その申告書はその受理された日に町長に提出されたものとみなすというものでございます。

第4項は、給与支払い者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、申告書の提出にかえて電磁的方法により提供することができるというものでございます。

第5項は、電磁的方法における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項」、「給与支払い者に受理されたとき」とあるのは「給与支払い者が提供を受けたとき」、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」と読みかえるものでございます。

次に、第36条の3の3でございますが、公的年金等受給者の扶養親族申告書についてでございます。内容につきましては、前条と同様でございますので、省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。次に、第48条でございますが、法人の町民税の申告納付を規定しております。さきの第18条の改正と同様に、地方税法第321条の8の改正による項ずれ及び文言

の整理を行うものでございます。

次に、第50条でございます。第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付手続を規定したものでございます。この改正でございますが、先ほどの第18条、第48条と同様に、第321条の8の改正によります項ずれ及び文言の整理を行うものでございます。

次に、第54条でございますが、地方税法施行規則の改正による項ずれの修正と、地方自治法の改正により地方自治法第298条の削除により、地方開発事業団が廃止となったことからの文言の整理を行うものでございます。

次に、第95条でございますが、たばこ税の税率を規定したものでございます。地方税法第468条の改正によりまして、本年10月1日からたばこの小売価格が上がります。このことに伴う規定の整備でございます。一般の製造たばこ1,000本当たりの税率3,298円を4,618円に改めるものでございます。1,000本につき1,320円の引き上げでございます。

次に、邑楽町税条例附則第16条の2でございますが、地方税法附則第16条の2の改正によります旧3級品のたばこの税率の改正でございます。1,000本当たり1,564円を2,190円に改めるものでございます。1,000本につき626円の引き上げとなるものでございます。

次に、邑楽町税条例附則第19条の3を次のように改めるものでございます。地方税法附則第35条の3の2の新設に伴う規定の整備でございます。この改正は、個人金融資産に占める株式投資信託の割合が依然として低水準にとどまっているため、経済活性化のため貯蓄から投資への流れを促進するために、上場株式投資に対しての優遇措置を講ずるため新設されたものでございます。

第1項は、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額と、それ以外に株式に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算するというものでございます。

第2項は、非課税口座内において管理されている上場株式等に係る配当及び譲渡所得については、個人の住民税を課税しないというものでございます。

次のページをお願いします。附則でございます。第1条は、施行期日でございます。この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号は、第36条の3の次に2条を加える改正規定及び第54条第7項の改正規定並びに次条の第1項から第3項まで、これは給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出についての適用でございまして、平成23年1月1日から施行でございます。

次に、第2号は、附則第19条の3の改正規定及び次条第4項の規定につきましては地方税法附則第35条の3の2の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る都道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例の新設に伴うものでございまして、平成25年1月1日からの施行でございます。

次に、第3号でございます。第54条第6項の規定でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行日となってございます。

次に、第2条でございます。この条例による改正の邑楽町税条例（以下「新条例」という）第36条の3の2の規定、給与所得者の扶養親族申告書の提出を規定したものでございます。平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用するというものでございます。

次に、第2項も同じく公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出につきましても、平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用するというものでございます。

次に、第3項でございますが、平成23年中に提出する扶養親族申告書については、平成22年中と同様であるというものでございます。

次に、第4項でございますが、新条例附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用するというものでございます。

次に、第5項でございますが、新条例第18条、第31条、第48条及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるというものでございます。

次に、第3条、固定資産に関する経過措置でございますが、別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるというものでございます。

次に、たばこ税に関する経過措置、第4条でございます。第1項は、平成22年10月1日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるというものでございます。

第2項でございますが、卸売業者または小売業者が指定日、10月1日前に仕入れた製造たばこを10月1日以後に販売する場合には、第1号としまして、一般の製造たばこ、セブンスターやマイルドセブンなどの銘柄は1,000本につき1,320円を、第2号では旧3級品の製造たばこ、エコーやしんせいなどの銘柄は1,000本につき626円の差額を課税するというものでございます。

次に、第3項になりますが、本年10月1日現在で課税対象となるたばこの手持ち品がある場合は、1カ月以内に申告をしなければならないという規定でございます。

次に、第4項でございます。前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までにその申告に係る税金を指定された様式による納付書によって納付しなければならないというものでございます。

次に、第5項でございますが、たばこの手持ち品課税に係る申告納付の手續及び納期限、税率、さらには納期限後の延滞金について規定するものでございます。

次に、第6項でございますが、仕入れたたばこが破損や汚損、それから変質し、販売に適さなくなった場合には、申告によって税額に相当する金額の控除または還付を受けることができるという規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時06分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

◎日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について

○相場一夫議長 日程第10、議案第48号 工事請負契約の締結について議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立学校給食センター新築工事（建築工事）を施行するため、去る8月24日指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が5億3,550万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 河内学校教育課長。

〔河内 登教育長職務代理者 学校教育課長登壇〕

○河内 登教育長職務代理者 学校教育課長 議案第48号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町立学校給食センター新築工事（建築工事）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、5億3,550万円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。

工事の場所でございますが、邑楽町大字鶉1331番地1ほかでございます。また、工事の概要につきましては、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積は1階部分の面積が1,642.54平方メートル、2階が351.78平方メートル、合計1,994.32平方メートルでございます。

建物を構成する主なものにつきましては、1階が玄関、事務室、荷受けをする検収室、そして下処理室、焼物、揚げ物、蒸物室、調理室、アレルギー食調理室、コンテナ室、消毒準備室、洗浄室などでございます。また、2階につきましては、会議室兼研修室、職員休憩室などを予定いたしております。また、厨房設備は、電化厨房機器を予定しているところでございます。

工期につきましては、平成23年度までの債務負担行為をお認めいただいておりますので、ご承認をいただいた日から平成23年6月30日までを予定するものでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 さきの全協で私は話したのですけれども、入札が通ったら報告書として報告しますということでした。ですが、本来報告書と同じ内容を先に提示することが、私はきちんとここで審議される目的だと思っております。そういう点では、設計価格が幾らだったのか、そしてまた予定価格、そして歩切りがどの程度町長が歩切りをしたのか、お知らせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 お答えを申し上げます。

この間、全協時に入札の結果について議会のほうに報告を申し上げるということで私のほうで答弁させていただきました。今日まで提出されていない理由としては、契約日等を、締結する契約日を入れることがその様式の中に規定されておまして、契約日については議会の議決をいただいた後に確定するというので、その部分が確定をしていないために提出が今日に至っていないと、こういうことでございます。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今までの入札結果報告書というのは、執行、いつその契約が執行になったか、日にちが入っていますね。そのほかは事業の種類、事業名、事業概要、事業実施場所、落札業者名、

それから予定価格、落札金額、この契約日というのが入れられないということです。ほかのことは全部わかっているわけでしょう。なぜそれを提示しないで、ここで了解してくれというふうな提案をするのですか。まして、こんなに大金をかけてやるわけでしょう。これが提示できないというのは、執行側の怠慢ではないのですか。きちんと提示してください。だめだよ。暫時休憩をとって、きちんと提示してください。

○相場一夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 調整中でございますけれども、準備等確認をした後に至急、早急に提出をさせていただきますというふうに考えております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 この入札をここで認めていただくわけですね。その内容について、申し述べられないのであれば、審議できないでしょう。そうではないですか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 不手際があったようでございますが、議長のお許しをいただいて、休憩をいただければ、至急担当のほうから提出をさせたいと思いますが。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 さきの全員協議会で、私はこれをきちんと話しましたね。そうしたら、報告だから決定してから報告しますという話でしたよ、その時点では。大事な話をするのに中身を伝えないで、これで了解してくれというのはおかしいでしょう。そうではないですか。きちんと契約の日程が決まらないのであれば、その部分は空欄でも私はいいと思いますよ。ほかの部分はちゃんと提示できるでしょう。今までやってきたことなのですから。きちんと報告してください。

○相場一夫議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時24分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時45分 再開〕

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど求められた資料の報告であります。議長のお許しをいただければ配付をさせていただきますと思いますが、よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 それでは、配付をさせていただきます。

〔資料配付〕

○相場一夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 大変提出がおくれてしまいまして、大変申しわけございません。このお手元に

お配りした内容について、報告をさせていただきます。

これは、3つの工事について、裏面にも載っておりますけれども、記載したものでございます。この3つの部分で契約日と履行期間の最初の日が空欄になっておりますが、これにつきましては議会の議決のあった日ということでございます。本日議会の議決がいただければ、本日の日付になるということでご了解いただきたいと思います。

指名業者でございますが、最初の邑楽町立学校給食センターの新築工事（建築工事）につきましては、ごらんの12社による指名競争入札でございます。下の機械設備工事につきましては、9社による指名競争入札で執行いたしましたところでございます。裏面をごらんいただきたいと思います。電気設備工事でございますが、12社による指名競争入札で執行したものでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 この入札の報告書を見まして、私は安心いたしました。というのは、今まで幾つか入札の報告書をいただいているのですけれども、今回の建築工事につきましては予定価格が5億6,700万円、消費税込みの価格ですけれども。それに対しまして落札金額が5億3,550万円。今までの平均しますと、大体が消費税抜き価格よりもやや高い金額で落札されておりますけれども、今回の落札金額につきましては消費税抜き価格を割っての消費税込みの価格で落札したということで、私はこれにつきましては、かなり入札業者が多い中で地元の企業が、しかも安くっていただいたということにつきましては、落札業者に対しても、まして町内の業者ということで、敬意を表していきたいと思います。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間議員。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○14番 本間恵治議員 議案第48号 工事請負契約の締結につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

この給食センターは、前町長である久保田町長のときからの公約でもあり、そしてまた前に給食センターにおきましては不祥事が起きた経過もございます。そんな中で、久保田町長の公約を真っ先に取り上げていただいて、議員の皆さんの賛同をいただきながら、今回落札が通り、着工の運び

となりました。これにつきましては、議員の各位、そしてまた執行部の皆さんの心からの計画につきまして敬意を表するものでございます。ですから、私はこの工事につきましては、地元の企業でもある徳川組がとったということで、立派な建物をつくっていただきたい。それを切に要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について

○相場一夫議長 日程第11、議案第49号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）を施行するため、去る8月24日指名競争入札を執行した結果、三興電気株式会社が5,481万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 河内学校教育課長。

〔河内 登教育長職務代理者 学校教育課長登壇〕

○河内 登教育長職務代理者 学校教育課長 議案第49号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、呂楽町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、5,481万円。

4、契約の相手方、桐生市広沢町5丁目1167番地、三興電気株式会社、代表取締役金井利夫でございます。

工事の場所は、建築工事と同じく呂楽町大字鶉1331番地1ほかでございます。

また、工事の概要につきましては、建築本体工事に関連する電気設備工事で、構内配電線路、高圧受変電設備工事、幹線動力設備工事、照明器具取り付け設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、自動火災報知設備工事などを予定いたしております。

工期につきましては、議案第48号でご承認をいただきました建築工事と同期日の平成23年6月30日までを予定するものでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第50号 工事請負契約の締結について

○相場一夫議長 日程第12、議案第50号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）を施行するため、去る8月24日指名競争入札を執行した結果、三洋電機ファシリティエンジニアリングが1億7,010万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 河内学校教育課長。

〔河内 登教育長職務代理者 学校教育課長登壇〕

○河内 登教育長職務代理者 学校教育課長 議案第50号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、呂楽町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億7,010万円。

4、契約の相手方、前橋市古市町1丁目50番地の14、三洋電機ファシリティエンジニアリング株式会社、代表取締役和田泰典でございます。

工事の場所は、建築工事と同じく呂楽町大字鶉1331番地1ほかでございます。

また、工事の概要につきましては、建築本体工事に関連する機械設備工事で、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、排水処理装置設備、空調設備、換気設備工事などを予定いたしております。

工期につきましては、議案第48号でご承認いただきました建築工事と同期日の平成23年6月30日までの予定するものでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔正 午 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◎日程第13 議案第51号 町道の路線認定及び廃止について

○相場一夫議長 日程第13、議案第51号 町道の路線認定及び廃止について議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

民間開発等に伴い、町道の路線認定及び廃止をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 議案第51号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり、5路線を認定し、3路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項及び第10条第3項に基づきご提案するものでございます。また、それぞれの調書の整理番号と路線図の番号は符合してございます。参考ですが、今回議決をいただきますと、町道の認定路線数は全体で1,460路線になる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算

○相場一夫議長 日程第14、議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,862万3,000円を追加し、予算の総額を76億4万9,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金381万5,000円、地方交付税1億7,804万6,000円、国庫支出金1,858万円、県支出金453万5,000円、繰入金5,288万2,000円、繰越金3億5,525万円、諸収入414万4,000円の増額等であります。

歳出については、総務費4億7,283万8,000円、民生費2,468万1,000円、衛生費169万3,000円、農林水産業費2,761万3,000円、商工費1,308万6,000円、土木費3,636万8,000円、教育費4,234万4,000円を増額しようとするものであります。なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 中村総務課長。

〔中村紀雄総務課長登壇〕

○中村紀雄総務課長 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

なお、先ほど町長が提案理由の説明の中で申し上げた部分と重複する部分がございますので、ご了解いただきたいと思います。

まず最初に、歳入でございますが、9ページ、10ページをお願い申し上げます。一番上になりますが、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金でございます。1目の地方特例交付金でございますが、恒久的減税に伴う地方税の減収に伴う補てん措置でございます。381万5,000円を計上させていただきました。自動車取得税等の交付金でございます。

その下になります。9款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税でございますが、1億7,804万6,000円を計上させていただきました。地方税等の減収に伴う交付でございます。交付税確定に伴う確定数字ということで計上させていただいたものでございます。

一番下になりますが、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金でございます。733万1,000円を計上させていただきました。介護給付等の事業量の増に伴う増額予算でございます。

11ページ、12ページをお願い申し上げます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金でございます。説明欄のほうをお願い申し上げます。児童福祉費補助金でございます、1,447万2,000円を計上させていただきました。これは、国の補助制度等の変更がございまして、当初予算において県の補助金ということで見込んでおりましたが、補助制度の変更で国の補助金ということで、組み替えのための増額でございます。

ずっと一番下になります。14款県支出金、2項県補助金、1目の総務費県補助金でございます。600万円の減額の補正をお願いするところでございます。この内容につきましては、緊急雇用創出事業の補助金でございます、新年度当初で予定しました町役場の臨時職員の雇用が必要なくなったというために減額をするものでございます。これについては10分の10ということで、全額県の補助で実施しているものでございます。

13ページ、14ページをお願い申し上げます。同じく14款県支出金、2項県補助金の民生費県補助金でございますが、14ページのほうをお願い申し上げます。4節の児童福祉費補助金でございます。1,354万3,000円の減額を予定しております。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、国の補助制度等の変更によりまして、県の補助金ということで予算を計上しておりましたが、これが国の補助金ということで全額の組み替えのための減額でございます。

14款の7目の商工費県補助金でございます。1,263万1,000円の増額を予定しております。14ページのほどをお願い申し上げます。1節の消費生活対策費補助金でありまして、消費生活センターの事業量の増に伴う補助金でございます。この部分については、県の補助金ということで10分の10の補助金を予定しているところでございます。

15ページ、16ページをお願い申し上げます。3つ目になりますが、17款繰入金、2項特別会計繰入金の3目の国民健康保険特別会計繰入金でございます。5,149万9,000円の繰り入れを予定しております。国民健康保険特別会計の平成21年度決算に基づく繰り入れでございます。

一番下になりますが、18款繰越金、1項繰越金の1目の繰越金でございます。3億5,525万円を予定しているところでございます。これにつきましては、平成21年度の一般会計の決算に基づきます金額でございまして、当初予算5,000万円を見込んでおりまして、繰越額が4億525万円ほどになりまして、その5,000万円を差し引いた3億5,525万円を繰り越しということで計上させていただいたものでございます。

次に、歳出でございます。19、20ページをお願い申し上げます。2款総務費、1項総務管理費の一番下になります4目の財産管理費でございます。21、22ページをお願い申し上げます。22ページの25節積立金2億6万5,000円でございます。丸1つ目になりますが、公共施設等の整備基金への積み立てのための費用でございます。利息を含めまして2億6万5,000円の積み立てを予定しているところでございます。

その下の同じく5目の財政調整基金の積み立てでございます。2億8,080万4,000円を予定してお

ります。22ページをお願い申し上げます。内容でございますが、2つほどございまして、基金積み立てということで、財政調整基金への積み立てを2億300万円と利子の47万3,000円の合計2億347万3,000円を予定しているところでございます。これにつきましては、平成21年度の決算に基づきまして剰余金の2分の1を地方財政法の規定によりまして積み立てをすることが義務づけられておりまして、その2分の1を超える額として積み立てをするものでございます。

その下の減債基金でございますが、町債等の償還の財源に充てるための基金でございますが、7,733万1,000円の積み立てを予定しているところでございます。

一番下から2番目になりますが、8目の自治振興費でございますが、226万円ほど予定しております。22ページになりますが、行政区への運営事業ということで、地区集会所の施設建設に伴う事業への補助金でございまして、4行政区を予定しているところでございます。226万円を計上させていただきます。

ちょっと飛んでいただきまして、27、28ページをお願い申し上げます。3款の民生費、1項社会福祉費、その4目の障害福祉費でございます。28ページをお願い申し上げます。内容でございますが、20節の扶助費でございますが、1,466万3,000円の増額を予定しております。これにつきましては、利用者がふえたこと等による負担増でございます。

その下の23節の償還金利子及び割引料でございますが、平成21年度の実績に基づきまして県、国への補助金の返還額ということで660万9,000円を計上させていただいたものでございます。

31、32ページをお願い申し上げます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。707万3,000円の増額予算を計上させていただきました。内容でございますが、32ページになりますが、邑楽館林医療事務組合への負担金でございます。館林厚生病院の改修に伴う設計等の委託料に対する邑楽町の負担分ということで828万5,000円を計上させていただいたものでございます。

また、飛んでいただきまして、35、36ページをお願い申し上げます。6款農林水産業費、1項農業費、8目の農業土木費でございます。2,350万円の予算を計上させていただきました。小規模土地改良事業に伴う増額の予算でございます。これは、県の補助事業でございまして、事業採択枠の増に伴う事業量の増に伴っての増額予算でございます。

次に、37、38ページをお願い申し上げます。7款の商工費、1項商工費、5目の消費生活対策費であります。1,275万3,000円を計上させていただきました。38ページのほどよろしく申し上げます。内容でございますけれども、消費生活の相談室の設置工事を予定しておりまして、それに関する費用ということで655万ほど予定をさせていただいているところでございます。

それと、8款の土木費、2項道路橋りょう費でございます。2目の道路維持費でございますが、1,200万円の増額を予定しております。これは、道路等の補修箇所の増加に伴いまして費用の増加でございます。道路の管理部分と小規模補修ということで200万計上させていただきました。

3目の道路新設改良費でございます。これにつきましては、総額で2,780万円の増額補正を予定しております。内容としますと、地域活力基盤創造交付金ということで500万円の増額でございます。39、40ページをお願い申し上げます。40ページの一番上になります。事業認定図書作成委託料でございます。町道幹線19号線の事業認定を受けるための準備部分としての図書作成料ということで、ここで500万円計上させていただきました。そのずっと下になりますが、町道の整備事業ということで2,280万円計上させていただきました。一般町道の整備に要する費用でございます。

次に、47、48ページをお願い申し上げます。10款教育費、5項社会教育費、4目の公民館費でございます。次のページ、49、50ページをお願い申し上げます。50ページの一番上になります。邑楽町公民館第2次耐震診断委託料ということで234万4,000円を計上させていただきました。

その下になりますが、6目の図書館費でございます。1,479万8,000円を計上させていただきました。主な内容としますと、図書館の管理運営事業ということで、図書館の所蔵しております収蔵庫の空調等の機器の修繕取りかえということで434万1,000円、その下の図書館資料整理事業でございますが、これは町内の方から図書館のために使ってほしいということで指定寄附をいただきまして、図書等の購入のための100万円の予算を計上させていただいたところでございます。

最後になりますが、51、52ページをお願い申し上げます。10款教育費、6項保健体育費、3目の町民体育館費でございますが、52ページをお願い申し上げます。その中の主なものとしますと、町民体育館の第2次耐震診断のための委託料として257万2,000円を計上させていただきました。

その下になりますが、4目の武道館費でございます。178万5,000円を計上させていただいております。武道館の第2次耐震診断等に伴う委託料ということで178万5,000円を計上させていただきました。

最後になりますが、6目の給食センター費でございます。1,634万6,000円を計上させていただいたところでございます。学校給食特別会計への繰り出しでございまして、職員等の給与等に充てるための費用ということで、1,634万6,000円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 あすからの一般質問の中で、継続としてあすからの一般質問につながっていくかなと私は思っておりますが、8款の2項道路橋りょう費の中での17節公有財産購入と。19号の認定のための費用ということでございますけれども、ちょっと伺いたいのは、あくまでも話し合いによる円満解決と言って、議会にはずっと説明なさっているのですね、町長は。そして、私もそう思っていたのですが、突如として9月定例議会に500万円の補正ということで計上されておるのですが、9月から3月、補正ですから年度末までですけれども、500万円のこの事業がのっておるのですが、なぜこの9月の補正予算にのってきたのか、説明をお願いします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 常々この19号線の関係する地権者の方には、話し合いによることでぜひご理解をいただきたいということで話を詰めてきた経緯があるわけでありますが、この間実は6月の末だったと思いますが、このときもこの地権者の方にもいろいろご説明申し上げて、これは県のほうの指導ももちろんありますが、過去平成14年からの事業ということの中でかなり年数もたってきているということを踏まえた中で、実は8月の末にやはり地権者の方にいろいろご説明を申し上げてきた中で、事業認定のための考え方をお願いしたいというような経緯がありました。

そういったことを踏まえて、常々議会の答弁では話し合いによって進めていただければということとは申し上げてきたわけでありますが、この補助金をいただいているという部分もありまして、担当のほうの説明を聞くと、時間的な問題もあるというようなことがあったものですから、6月の一般質問の中でも話し合いでということは申し上げてきたわけでありますが、そのような状況で事業認定を受けるべく予算を計上させていただいたと、そういうものでございます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 ただいま県の指導があると、そういう町長のお話でございますけれども、きのう私、群馬県の方といろいろお話をさせていただいたわけなのですが、この強制代執行につながるような内容の中で土地収用法につきましては、私どもは一切町には指導していないと。道路ができることは、通過できることはよいことだけれども、この認定については一切やっていないと。群馬県下でも私も記憶が全くないと県の人が言っている。群馬県もやったことがないと。邑楽町は500万円のまずもって土地収用委員会、県の用地課にございますけれども、土地収用委員会に書類を提出するだけで、その作業が500万円かかると。「どのぐらいですかね」と担当に聞きましたら、「県もやったことないことなので、どのぐらいかかるかわからないけれども、500万円で追いつくわけがないでしょう」と。それはそうですね。そこまでいけば、必ず群馬県警やら機動隊やら何やら全部町負担になるわけですから。土地収用委員会に書類を提出するだけで75万円とか80万円とかかかるということを聞いていますし。県は、この収用に関する認定に関することは全く指導はしていないと、きのうはつきり私に言っておりました。私ともう一人の人に。

町長、今回500万円で収用認定というか、収用のための作業を来年の3月までに業者へ頼むわけですね。土地収用委員会へ出す書類をつくるので500万円かかると。その後に、この書類はここが始まりですから、だんだん、だんだん代執行に向けて、成田空港だとか高速道路公団ではないけれども、群馬県下でも恐らく、日本全国の町村が収用をかけたなんてことは恐らくないと思うのですね。群馬県でも聞いたことがないというのですから。県庁もやっていないのですから、県も。そうしますと、作業を500万円で進めておって、書類を提出する考えのもとにこの事業を予算化した中で、補正化した中で考えたのでしょうか、急遽。県の指導があったからとさっき申しましたけれども。そうしますと、1つの事業をやるときには、家をつくるのでも何でもいいですよ。造成をして、こ

ういう家を建てるのだといったら、総額幾らぐらいという考えをお持ちだと思うのですが、どこの人でも何かやる場合には。そうしますと、今回500万円の認定のための予算を計上したということは、この事業は大体で結構ですから、あなたが考える中で最後は幾らぐらいかかりますか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 本日事業認定を受けるべく予算の計上をさせていただいたわけであります。これは、今議員が言われますように、調査費用ということでございます。これが将来的にどれくらい費用負担がかかるかということについては、ちょっと細かい部分については承知をいたしておりませんので、申し上げられません。ただ、これは担当課長のほうと十分協議した中で、将来的な予算計上ということはまだしていないものですから、当面この予算を提案している中で事業認定を受けるべく事務を進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 先のことは考えていないと。私は、この認定についての強制執行、あなたは議会にはあくまでも話し合いによる円満解決だと言っておきながら、関係地主さんには強制執行の手続をとらせてもらおうと。おたくには二度と来ません、参りません。私は、町会議員です。たかが町会議員です。しかしながら、群馬県下でも、県でもこんなことをやったことがない。日本だって町村で強制執行、代執行をやった事例はないと思いますよ。皆さんが一生懸命働いて税金を納めて、血税を納めて、その税金で今度は町民の土地をふんだくる。町民の方のいかなることがあっても、私は議員としては、町の税金で町民の土地をふんだくる。

土木課長もわかっていると思うけれども、邑楽町は群馬県下でも収用事業というのはいっぱいあるのです。なぜあるかというのは、収用を使って県民なり町民の土地を取り上げるために収用をかけるのではなくて、協力してくれた方の節税何千万控除と。収用事業をかければ、税金が控除になると。町民なり県民のことを考えた中での収用事業というのはいっぱいありますよ。しかしながら、邑楽町みたいに町民の税金で500万円、突如として話し合いから急遽強制収用するための、土地収用委員会に出すための書類を作成するのに500万円。議員さんよと、賛成してくださいと出すのですよ、今回出してあるのです。我々に何の説明なく。かと思えば、地主には強制執行だと言っているのだ。手続をとらせてもらおうと。

昔、昔というか、まだ去年だったですか、富士山の静岡空港。課長方々知っていますね。静岡空港、あそこが開港になるちょっと前。立ち木が邪魔で飛行機が飛べない。国土交通省の認可が出ない。何十本か立ち木を切らなければ、飛行機が飛べない。1,900億使ったあの空港は。1兆1,300億円だったですけどもね、静岡県の予算が。それで1,900億円使ったものが、飛行機が飛ばないと。そこで、石川知事、石川嘉延といったかな、あの知事。4期目の知事。何も言わないでやめた。では、私がやめれば、これは立ち木を切っていただけるのですねということで、知事はやめたのですよ、石川知事は。4期目で途中で。まだ六十何歳ですよ。私と同じぐらいです。同じぐらいでやめ

たのです。やはり市町村の首長、県知事、そういったところについている方、寂しいものです。責任をとるべきと、やめればいいというものではないのですけれども、やはりその事業に合わせた中で考え方を持っていないで、おれはぼっとやっているのだという町長や村長や市長なんていうのはやめたほうがいい。やはり何か事業をやってつまずいたり、そんなときにはちゃんと責任をとれる町長でなくてはだめだと思うのです。静岡県知事は物を言わずやめた。そうしましたら、1,900億円の飛行場が開港になった。首長というのは寂しいものですよ。つらいです。しかしながら、我々百姓だって土地というのは大事なのです。1坪だって協力するのは大変なのです。

前も申しましたが、平成20年度は1,500万円で、あなたですよ、金子町長ですよ。1,500万円である生協ですか、信号からあの地主さんまでぶつけたのです。のど元へ何かを打ちつけて、さあ、押せと。何か違うのではないかと私言ったことがありました。やはりその場所に立つ、その職責を担った方というのは、そのぐらいの責任を持った中で、町民なり、町民の土地なり、財産を守らなければならないと。それは、静岡県の知事が、石川さんという方が合っているとは言いません、私は。そこはそこの事業の関係があるでしょう。しかしながら、19号でもやはりやり方によっては本当に話し合いによる円満解決がしたいということがあれば、町の錢を使って町民の土地、いかにその人がこうだ、ああだと言うのではなくて、どんな人でも町民ですよ。これから何かあれば、では町から収用かけて、町へ反対するなら収用かけてしまおうと。そんな簡単なものでは私はないと思いますよ。町民だって命がけで土地を守っているのですよ、税金を払って、固定資産税を払って。その土地を協力してもらうには、協力してもらう方もやっぱりそのぐらいの気持ちで用地買収に行かなくてはだめなのです。館林の帰りに寄りました。ふらっと前を通ったから寄りました。そんな軽い気持ちで大切な土地を買えるわけがない。やはり私は姿勢だと思いますよ、あなたの。

よって、私はこの今回の一般会計の補正予算については、この500万円を除いては何ら反対する理由はない。しかしながら、町民の税金で町民の土地を取り上げる。そのための作業をするための500万円というのは、私は到底納得できない。どんな町民の方でも邑楽町の住民です。群馬県下でもやったことない。日本でも町村はやったことない。そういうことで邑楽町はやっていこうと。そして、総体的な事業費もわからないと。そんな見切り発車はないですよ。こんな真剣な事業で、何もわからないような中で、地主さんには強制執行ですよ、手続とらせてもらいますよと言っているばかりはいない。怒りますよ、本当に。町民だっていろんな町民がいますよ。私は、この500万円については、強制代執行につながる500万円につきましては、私はこの一般会計補正予算は賛成するわけにはいかない。

町長は、これからいろいろと町に対して、町への協力、あなたの考え方が得られない場合は、収用事業に対してはこういったことを繰り返すつもりですか、伺います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 この19号線については、私こういう立場で就任以来、その地権者の方には鋭意協力

をしていただくべく話し合いを進めてきたところでもあります。たまたま都市計画決定での路線の位置づけと、たまたまそこに建物があるということで、なかなかその辺のところの理解が得られないということが現在まで続いているわけであります。決して安易な気持ちで、その地権者の方をお願いに行っているつもりはありませんでした。一日も早く何とか理解いただくべく、回数では20回以上はお邪魔しているかと思います。残念ながらなかなか理解を得られないということが現状であります。19号線についてはそういうことです。

では、後段の理解を得られない場合にどんどん収用的なことを行っていくのかということについては、これは冒頭も申し上げましたが、やはり話し合いということは大事でありますから、そういうことで進めていく。どうしてもということになりますと、それはそのときに、仮定の話では何とも申し上げられませんが、できるだけ話し合いで進めていきたい、そういう思いです。

○相場一夫議長 4回目になります。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 強制収用、どういうときにどういうことでできるかということを知っておられるのですか。災害につながるとか、いろいろ経済効果。我が町は町道です。私も議員ですから一日も早く開通することは望ましいのですが、県の担当も言っていましたよ。「きょうは、小倉さん、議会を通るんですかね、通らないんですかね」と。「いや、まだ終わっていないから、恐らく通ると思いますよ」と。「通ったら電話ください」と、「大変なことになるから電話ください」と。だから、私は電話することになっているのですよ、県の担当に。邑楽町はこうやって町民の税金で県と町でぐるになって。要するに今までの事業費というのが国から出ているのですね、県を通して。国の補助金が3億円出ているのです。そうすると、県は今度は国から言われるのです。おまえら県は何を指導しているのだと。いつになったらあそこは通るのだと。会計検査でも入ったら大変なことになると。つくった道路は壊れかかっているのではないかと。県も慌てているのですよ、だから。しかしながら、強制執行の「き」の字もない。町が責任を持って、町の考えでやっていただくと。私どもは何ら指導していません。群馬県でやったこともない。町村もやったこと、事例というのはないのではないですか、日本じゅうではと言われました。ですから、きょうは議員が町民の税金で町民の土地をふんだくる議決になるのです、きょうは。その出発なのです。それに議員が皆賛成するのです。「よし、町へ逆らったら、みんな強制執行だ」と。「賛成」というので、町の税金を使って土地をふんだくるのです。少し言い方があれですが、私はそう思っている。いかなることがあっても、税金で町が町民から、町がそういうことをするというのは、私は余り芳しくないと思う。そうであれば、芳しいのであれば、恐らく群馬県どころか、日本じゅうでそこらじゅうでやっているでしょう。成田空港、飛行機が飛ぶのだって容易ではないのだ。高速道路だって大変なのだ。それを邑楽町がやろうとしているのです。500万円使ったら、もう作業に入るのですよ、9月から。強制執行に向けて、代執行に向けて。途中でやめたと言えは500万円無駄になるのです。それが500万

円から1,000万円になり1億円になる。わからないのです、これは。県が言うには、「とんでもない、500万円ぐらいではとても、小倉さん、済まないよ」と。「それはそうですね」とおれは言っただけどもね。これから、だから大変になると。これから町民の税金を使ってそういうことを行うのに、もう始まりなのです。それを議員がみんな賛成するのだ、きょうは。私は反対しますけれども。

ですから、これさえ除けば、私は一般会計補正予算には賛成いたしましょう。何の非の打ちようもない。これは初めから出すのが間違っている。議会には円満解決、あくまでもと。あくまでもと知っていますか。あくまでもと辞書を引けば、どこまでも、とことんまで、徹底してというのです。あなたそこまでとことんやっていないでしょう、地主さんには。徹底してやっていないでしょう。そこまでいかないうちに、あくまでもなんて使うことないですよ。地主さんに協力を得てもらう。どんな地主だって土地は大事ですよ。「あくまでも」、言っていることが言葉ではわかりますけれども、真実味がない。先ほど言った富士山の静岡空港の県知事と同じように、私はあなたに「やめなさい」と、「やめたらいかがですか」と言ったことはありますけれども、そこまで首長というのはつらい責任があるのですよ。よく考えてください。私はきょうの一般会計補正予算については、ほかのところはすべて賛成ですが、この面については通すわけにはいかない。

以上。

○相場一夫議長 ほかに。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 私も小倉議員と同じ考えでございます。

さきの全員協議会でもいろんな議論がございました。町長は、この大切な予算を事前に議会には何ら説明もなく、黙って出してきました。あなたが立候補するときに公約に掲げ、近くの方々を集めた中で、私が町長になればすぐにここはできますと、そういうふうに言ったそうですね。それを聞いた方から私は聞いています。そういう話を逆にその地権者が聞かれたら、どういうふうに思いましたかね。そして、あなたは就任当初、この1,500万円ですか、この道路をその敷地にぶつけるまでの予算を通しました。これは、逆に国からの補助金が打ち切られてしまうからというもとに、何とか継続事業でやりたいということでの説明でございました。そこまでは私はいいと思うのですけれども、その工事に当たる前に、やはり地権者の方に相談を持ちかけ、同意を得た中でやるべきではなかったかな。その手法は、私は逆だと思っています。だれが見てもショッピングセンターのそばで、地権者が悪いのではないか。一般論で言えば、みんなそういう意見が返ってきていますよ。逆の立場を考えたら、どう思いますか。

さきの全協の中でもこの予算だけ削る気持ちがありますかと、私は念を押しました。それをそのまま出しますと言ったのは町長です。ましてや、この予算を議会に提示するということは、今まで前例のない予算を通すということです。この事実、一般の町民に対しても私は大変な問題だと受け止めるのではないかとと思っています。何か困ったことがあれば、こういうふうによればいいのだ。

そういう受け止め方をされるのではないかということが、一番私は心配でなりません。ましてや、先ほども言いましたけれども、群馬県、いや、日本じゅうとっても強制執行するという話は、町の単位の中でやるところは今までなかったのではないかなと私は思っています。ましてや、今国レベルの成田空港でさえ、飛行場の中で野菜をつくっているそういう方々も実際にいるのです。私は、町長が本当に誠意を持ってその地権者に当たることによって、打開策が生まれるのではないかなと思うのですけれども、町長の態度と気持ちの相手に対するあらわれ方は、私は決していい印象を与えないのではないかと、そういうふうにも思っています。それは、今までの行動の中ですべてがそうです。ほかのことは、またあした一般質問で言いますけれども、この予算を通すことがどんなに邑楽町にとっても大変なことかよく考えた中で、私はきょうの予算を提出していただきましたかったのです。

この事業に対する予算を補正でとりました。補正というのは、何が何でも必要な予算ですね。今年度にこのお金を使って何らかの形をやるわけですよ。そうでなければ、当初予算だって十分新規事業だったら間に合うわけです。あなたは、この事業をどのような日程のもとに計画をしているのか。自分の頭で考えている範囲内で結構ですから、言ってみてください。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 経過の中で、議員のほうからいろいろその経過が出されておりますが、まず1,500万円を利用して3号線から北への工事の関係ですが、これは当然20年度の事業ということで実施をさせていただいたという経過です。これは、先ほども触れたかと思いますが、平成14年からの事業執行ということで現在まで約5億5,000万円の消費、先ほど3億円ほど国からという話がありましたが、補助金をいただいた中で進めてきていたということになっています。そういった継続的にやっている事業ということ。ですから、私は決してのど元へというような話がありましたけれども、この事業については以前からの計画で来て、それを実施していると。前へ進めるべく実施しているということです。私の在任ですから、そのとおりかと思いますが、前任あるいは前々任からのつながりで来ているということは、そのとおり事実だと思います。ですから、今そういった形で行き詰まってしまったということ。議員はそのような質問であります。その関係する地権者の方には私の気持ちをもって誠心誠意お願いをしてきたという経過でもあります。そういうことを私だけではないのですから、土木課長と一緒に同伴して行ってお願ひしているという部分もあります。しかし、残念ながら現時点ではまだ理解をいただけないということになっていますので、一日も早く、大変な予算を使つての道路計画でもありますので、地権者の方には理解をいただくべく今日まで来たということでもあります。

これは、町の事業というのは、今議員が言われましたように、執行部だけでやるということにはなりません。もちろん議員の皆さん、町民の皆さんの理解がなくして仕事は進めないわけです。そういうことなものですから、ぜひ私は議員の皆さんにご協力をお願いしたいということの考えはそ

いうことでありますので、今後も議員の皆さんのお力をいただかなければ何も仕事が前に進むわけにいかないのですから、ぜひご理解をいただく中で進めていければと、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 あなたは、100%説明責任がある。100%説明をした中で了解を求める。そういうことでしょう。議会に対してだって、さきの全協で初めて見たのでしょうか、この予算書だって。そうではないのですか。こんな大事な計画をするのであれば、事前にあなたが議会に問題を持ちかけて、こういう予算をとりたいのだけれどもと、なぜ説明をしなかったのですか。そういう手法が一つ一つ間違っているでしょう。例えばその道路を計画する予算が通ったって、年度ぎりぎりまで待って、地権者の同意を得た後に工事をやることだってできたでしょう。それでは、もとへ返しますが、その予算が通ったときに、その道路の工事をした期間はいつからいつまでだったのでしょうか。教えてください。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 町道幹線19号線の平成20年度の工事期間はいつだったかとお尋ねでございます。現在手元にその資料がございませんので、後ほど調査をいたしまして報告させていただきます。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 後で聞けばわかりますね。その工事期間がいつだったか、よく反省して見てください。かなり私は年度の前に近い時期にやったのではないかなという気がしています。

それでは、その間に事業をできるだけ先延ばししてでも、地権者の方の同意を得た後にやるのが、私は最大の手法だと思ったのです。ある意味では、年度をずらしてでも繰越明許というのをやって、次の年度にずらしてだってできたわけです。それを先にやって、返事をしろと。それでは逆でしょう。手法が逆ではないですか。どうですか。そこの敷地まで真っすぐにぶつけて、工事をやってから、協力してください、ここを真っすぐに道路を通したいのです。それが手法ですか。こういう計画があるのですけれども、もし同意いただけるならここまで工事をさせていただきたいというのが話の持っていく方ではないですか。それが逆にもしなったら、私はその地権者の立場からすれば、相手に対する大変な脅威を与えているのではないかなというふうにも思っています。その点はどうですか。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えをいたします。

ただいま平成20年度の事業の時期、あるいはその地権者に配慮した繰り越し等を考えて行うべきではなかったかとの質問でございます。先ほど町長からもお答えがありましたように、この事業につきましては平成14年度から着手をしてございます。町長においては、現町長で3代目の部分でございます。該当する地権者の方には、手元にある用地交渉の記録からでも平成14年9月から用地交

渉を続けておる次第でございます。そういう中で、私は平成16年から現職についたわけでございますが、事業の計画といたしましては用地交渉を最後まで試みまして、実は前年の平成19年度に用地買収を実施したところでございます。これにつきましては、関係するほかの地権者の方から事業の進捗がおくれているというご批判を受けまして、ようよう着手しなくてはならないところまで追い込まれて、実は用地買収を19年度に実施したものでございます。

具体的に用地買収に当たっては、先ほどカムルの東側の部分、町道幹線3号線から北に伸びている部分ですね、一部工事がやられたということは事実でございます。ただ、いわゆる土地というのは何もない更地の場合の地権者、土地売買契約だけをすればいい地権者と、それからあの場合は上物、駐車場用地が別の権利がございまして、いわゆる地上の部分と底地の部分を一緒に解決するというのが用地取得のルールになってございますので、駐車場の移転をするためには現在行われているような工事をやらないと適切な移転ができなかった。そういうわけでございます。なお、地権者の方には、こういうことで事業に着手するということはあらかじめ伝えてございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 4回目に入ります。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 経過は今課長が言ったとおりでしょう。

それでは、この予算を今回提案をいたしました。これが通れば、町長がこれを粛々とやっていくのでしょうか。そうすると、補正で出したわけですから、この500万円は今年度で使い切るわけですね。ほぼね。その先、あなたの任期はわずか1年切るわけです。あなたの任期中に方向性が出ればいいですよ。私は、そんな簡単なものではないと思っています。その間、結果的には何も手がかからないわけですよ。そうでしょう。あなたが20回も通ったと言っても、あなたの気持ちがその方に真っすぐに通じているのかどうか、疑問でならないのです。ですから、こういう手法をとることは本当にいいことかどうか。邑楽町の町民にとっても私は大変な問題だと受け止めております。ですから、私もこの部分については決して譲れません。これを出すこと自体、私は町民にとっても不名誉なことだと思っています。ですから、反対を私も断じてさせていただきます。

○相場一夫議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時04分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時16分 再開〕

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 先ほどの町道幹線19号線の平成20年度の工期につきまして申し上げます。

平成20年8月29日から平成20年12月12日まででございました。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○3番 大野貞夫議員 ただいままでのこの19号線の件について、重複する面もちょっとあろうかと思いますが、一応私の考えを述べさせていただきたいと思います。

この件について、今回……

○相場一夫議長 質疑をお願いします。考えでなくて質疑をお願いします。

○3番 大野貞夫議員 今回この事業認定図書作成委託料としていわゆる500万円という多額の予算を計上したわけでございますが、このことは過日行われました、たしか30日の全員協議会の中で明らかになりました。私は、このときも申し上げましたが、実は大変びっくりをしたわけでございます。いわゆるこの土地収用法によるところの強制代執行に向けての認定事業としての方向づけを決めるためのゴーサインと私は受け止めるわけでございますが、先ほど来質疑の中にもいろいろ出ましたように、なぜこの時期にまたにわかという感が私もするわけでございます。

先ほど県からの指導ということで町長の答弁がございましたけれども、具体的に県からどのような内容の指導があったのか。先ほどの話の中ではいま一つはっきりしませんので、改めて町長の説明を求めるわけでございます。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 町道幹線19号線の推進の手法の中での事業認定等に伴う県の指導の時期あるいは指導の方法というのですか、このご質問にお答えをしたいと思います。

具体的には、平成21年度から事業が休止をしてございます。それを受けまして、21年度の後半から事務レベルで指導をいただいております。具体的に申し上げますと、早期に事業を開始して、事業効果を早く発現するような指導でございます。わかりやすく申し上げますと、早く道路を目的どおり整備しなさいよという指導がまず最初にございました。それからもう一つは、現地で申し上げますと、中央保育園の北側の東西道路、町道幹線18号線と呼んでおりますが、それから北の122号までの供用開始も検討しなさいというような指導もあわせていただいているところでございます。

ただ、私の立場では、議員の皆さんからもでき上がっている部分の早期供用開始ということで指導をいただいているところでございますが、実際には国道のとり合いのところを整備いたしまして、18号線まで開通をさせるということになりますと、大変な混乱を起こすという判断をしておりました。したがって、いわゆる部分供用開始もせず、あくまでも事業を計画どおり推進することで地権者の方にもお願いをしてきているところでございました。そういう中で、実際には補助事業でございまして、ご承知のとおり、55%国の補助金をもらっている事業でございます。これは、県庁の道路管理課というところがその補助金をつかさどる指導をしてくれる課でございまして、実際には課長が町長のところに2回ほど見えて、県庁から出向いて町に来ていただいて、直接指導をいた

だいた。そんなことでございます。基本的には、そのような解釈をせざるを得ない指導をいただいでございます。ご承知のとおり、執行者は、町道でございますから邑楽町長でございます。したがって、これは責任というのですか、やるのは邑楽町長ということで、町も議員各位もご理解をしていることと思いますが、そういうことで、特に私は土木課長の立場でございますので、今後ともスムーズな補助事業の推進を考えたときには、県の指導も組み入れながら推進せざるを得ない状況でございます。一応経過的にはそういうことでございます。

○相場一夫議長 大野議員。

〔「町長に聞いているのに、何で課長が答えているんだよ」

「何で最高責任者がちゃんと言わないんだよ。課長がか

わいそうだ」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 静粛をお願いします。

○3番 大野貞夫議員 私は、今金子町長に質問をしたわけでございます。土木課長のただいまの答弁で、私はちょっと聞き捨てならない答弁があったかに思います。それはどういう指導があったのかという私の質問に対しまして、強制執行ありきというふうに私は理解をしたわけですが、間違いございませんか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 強制執行ありきということですが、強制執行ありきということに受け止められるという指導。県の管理課長が見えていただきました。その事業推進が大変滞っているということの中で、何らかの方法を考えてほしいですよということを考え合わせますと、県のほうでも3億円からの国の補助金等も来ているわけですから、それについて早期の供用開始ということについて強く求められていますので、強制執行ありきということでの受け止め方でなくして、やはりそういうことも1つの方法であろうというふうな考え方で、土木課長も私も同席をしておりましたから、何が何でも、先ほどの話ではありませんが、強制執行するのだということではなく、そういった方法もとっていかなければならないだろうというふうな指導ということです。したがって、これはやはり地権者の方の協力もこれが一番です。一番ですけれども、やはりそういったことも苦渋の選択として予算化をさせていただいたということでございます。

○相場一夫議長 大野議員。

○3番 大野貞夫議員 先ほどから言われているように、500万円の予算計上をしたということは、明らかに強制執行に向けての認定事業ということで町長は予算計上したではありませんか。そういう中で、片方ではそういう武器を持って、言うなれば相手に協力をしろということを言っておきながら、私たちの議会の前においては、そういう19号線の質問が出たときには、あなた方は何月何日こういうことで話し合いをしました。過去14年間という長い期間もたっております。この間に何月何日、何月何日、行き会って話をしました。こういう報告はあったわけですが、これも議会の中

で同僚議員のほうから、このことに対して質問があったときに報告として私も聞いております。

私は、昨年(2010年)の9月にここにおられる2名とともに議会議員として選出をされまして、その後12月議会からこの間、各常任委員会なり本会議の中でいろいろやってきたわけですが、この間その細かいどういう交渉内容で、どういう話をして、どうなったのかという報告は1度として聞いておりません。そういうことがやはり今日ここに至るも議会の中で、例えば全協の中で町長の答弁では物足りないから、この間の過去のいきさつをよく知っている担当課長にも来てもらって話を聞きましょうというようなことに全協の中でなったわけです。ですから、言葉がまず足りないと思いますね、その点では。

そして、やはり町長、私はこう思うのですが、どうしてこんなに長い時間かけて、いまだに解決にならないのか。これは、もちろん地権者と町との関係、こういうことで交渉してきたわけでございますけれども、どうしてこういうふうになったのかというところが、私にはどうしてもはっきりつかめないというのが私の偽らざる気持ちなのです。というのは、聞くところによりますと、この問題が発生する、この事業が進められる今からずっと前のときに、地権者と町との間で換地の問題とかもろもろのことでいろいろトラブルがあったということを私は聞いております。こういうことが1つに大きな引き金になって、その後いわゆるあなたが町長選に出る前に地元の区民館ですか、公民館ですか、選挙活動をする中で区民を前にしたときに、私が長になった場合は早急にこの問題は解決するのだと豪語したということ、それは自分がそういうふうになろうとする場合に自分の意思として見せるのは当然でしょう。しかし、あなたが町長になられて、そしていわゆるカムの前のあそこの道路を地権者の軒先まで延ばした事業というのは、たしかその次の年の3月には着工したという話を私は聞いておりますが、違いますか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 なぜこんなに長い時間かかっているのかということです。これは、前にもお答えしてあるかと思うのですが、私がこういう立場で仕事をさせていただいたのが平成19年の12月19日からということです。その初登庁の日の夕方6時ごろだと思いますが、その地権者の方のところへお邪魔して、いろいろお世話になりますけれども、よろしく願いしますというあいさつをさせていただいたことから現在に至るわけですが、その間、今大変前の換地のことについてのという話がありましたが、これについては私もその地権者の方から伺いました。伺いましたが、そのお話はたしか数回で、これは具体的には新中野の団地についてのことだったというふうにお聞きしています、その方からは。数回そのような話をお聞きしたことがありますが、その後はそこに東西の建物があるわけですね。この19号線の計画というのは、122号から町道3号線、22号線に接続する交差点の間ということで都市計画決定がされたというのは先ほど申し上げました。そのちょうど計画の上にあるわけです。この地権者の方は、この建物に当てなければいいのだよと。後は協力するのだということ。それ以来ずっと終始をしてきて、今日まで至っています。交渉の中には、東西にこうある

ものですから、それをどうでしょうか、建物の位置を変えたらどうでしょうかということはこの話の中ではありましたが、なかなか理解をいただけなくて、そういうことが今に至っていると。その長い時間かかっているというのは、地権者の方にすれば、その部分かなというふうに思っていますが、町のほうとしては計画がそういう形なので、ぜひお願いしたいということのやりとりで終始しているということが1つです。したがって、話し合いですから、その部分について理解がいただけなく今日まで来ているのが、その長い時間かかったということかなとこちらは理解しているのですが、その地権者の思いというのはどういうことかわかりませんが、ただ1つだけです。その建物について何とかかけなければいいというそのことで来ているということで時間がかかったということです。

それから、工期の話がありましたが、3月ごろというお話でしたが、先ほど土木課長のほうからも報告がありましたが、20年の8月29日から20年の12月12日までということで報告をさせていただきます。

○相場一夫議長 最後のまとめをお願いします。

大野議員。

○3番 大野貞夫議員 るるいろいろこの町長とのやりとりをしてきた中で、先ほど来からも言われておりますように、強制執行というこのことが非常に私は胸が痛むわけでございまして、やはりこういうことが先ほど来言われているように、他の地域、県内にかかわらず、いわゆる町段階において町民の所有する財産を権力によって奪いとる。こういうやり方が、この町の後世に必ず大きな汚点を残すであろうということを私は非常に強く憂えるところであります。私は、こういうやり方は何としてもやはりやめていただきたい。そして、あくまでも町長がいつも言っているように、円満に話し合いで解決をする。そして、地権者に対しては、私は直接あなたには関係ないかもしれないけれども、いわゆる十何年前にさかのぼった時点での地権者のその思い、これにやっぱり原点に戻って、とことん話し合ってみるというまずその姿勢が求められているのではないかと思います。今言ったようなもろもろのやり方そのものが、やはり地権者にとってみれば、地権者の気持ちを逆なでするようなことがずっと続いてきたということも地権者は言っておりますので、やはりその辺のところをとことん話し合う。これ以外に私は方法はないと思います。

ちなみに、全国至るところ、あるいはこの町内においても、道路によってはちょっと障害物というか、何か出ているところがある。こういう道路はこれはどうなのですかというようなことを地権者からも町長には言ったということも聞いております。それから、隣の町の千代田町、ここでもなかなか地権者の協力は得られなかった。それによって、迂回道路をつくるとか、そういう話を私は地権者の方からも聞いておりまして、これは町長と一緒にその場所に行って、町長みずからその場を見たということもその話の中で伺っているわけでございまして、その際町長が言うのには、やはりこの町内におけるそういう場所に対しても、これは私のやった仕事ではないのですよね。あるい

は、千代田町においてはそれは千代田の問題だと。邑楽町は邑楽町なのだという納得いくような話は伺っていないということを聞いております。もし違うのであれば、言ってください。

それから、例えば今問題になっている八ツ場ダムですね。あそこでも生活再建道路としてつけかえ道路、今やっておりますが、当然解決する、もうとっくに解決しなくてはならないことが、2軒の地主さんの協力が得られないために、そこをよけてつくらざるを得ないというような国交省からの答弁が知事に対してあったそうです。こういう中に、それは理想からははるかに遠いかもわかりませんが、そういう中で強制執行というようなことをやらずに、何とかそこでそれなりの解決をしてきているという現状もあるわけですから、この邑楽町でその先例をつくるようなことだけはぜひやめていただきたい。このことに対して町長に最後にあなたの意見を聞いて、終わりにしたいと思います。

○相場一夫議長　まとめですので、意見はありません。

○3番　大野貞夫議員　そういう私の考え方について、町長の考え方はいかがでしょう。

〔「聞けないのですよ」と呼ぶ者あり〕

○3番　大野貞夫議員　私は、今の言ったことに対して、私の気持ちを言いました。ぜひその辺を考慮して、今後の行政を進めていただきたい。このように思うわけでございます。

○相場一夫議長　ほかに質疑ありませんか。

遠藤議員。

○2番　遠藤幸夫議員　これまでたくさんの方が町道幹線19号につきまして、この補正につきまして意見を出されて、また質問を出されました。私も平成22年度の補正予算につきましては、この1点を除き賛成をするものであります。ただし、この点につきまして、私も自分なりの考えと、また町長に対して何点かお聞きをしたいと思います。重複は極力避けたいとは思いますが。

町長は、選挙公約で、町民との協働による町づくりということを公約に掲げてあり、ただいま質問に対して地権者の協力が一番と答えておられましたが、まさにこの点は合致をしております。ぜひそうあってほしいなと思いますが、片やこの補正予算では、土地収用法に基づく着手をするためにこういった図書作成の委託料が計上をされております。これまで邑楽町は、町になってから既に43年ほど経過するかなと思いますが、これまでたくさんの町長が邑楽町の発展のために、また明るく住みよい町づくりのためにそれぞれ努力をしまいいりました。しかしながら、これまでも道路や河川、そして学校、工業団地等々大きな事業を成し遂げてきたわけですが、これまでそういった事業を遂行するに当たり、今回のような大変難航している状況に一度も遭遇していなかったというわけではなかったと思うのです。どんな大変な状況の中でも、職員と、また執行部が一丸となってこれらを一つ一つ解決してきたのかなというふうに思いますし、またそれがあって今日の発展してきた邑楽町があるのではないかなと思います。今回のようにこういった形で土地収用法を適用するというような予算措置というのは、これまでもなかったと私は考えておりますが、これを計上するこ

とによって、今回の当事者に限らず、これからもこの路線上の地権者、それと利害関係人、たくさんいるかと思いますが、この人たちは先ほどの町長の協働による町づくりと言いながら、話し合いで円満解決をしましょうと片や柔軟な態度で交渉を進めているわけですが、もう一方の手は公権力をかざして、それで対話による解決を図りましょうと言うようにも見えます。そういったことで、私はここに計上したことに矛盾を感じておりますが、町長はここに計上するに当たり、そういった矛盾はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 歴代の町長が町のために、町がよくなるようにということで努力をしてきたということはそのとおりですし、私もそういう気持ちで取り組んでおります。

この件ということの特定で19号線について、矛盾があったかなかったかということですが、具体的にどういうことを指示されているのか、ちょっと理解ができないわけですが、先ほど土木課長のほうからも答弁がありましたけれども、多くの費用をかけて、その効果が一日も早く見出せるようにということは、これはそのとおりですし、一日も早く供用開始ができるように進めていきたいというような思いは持っております。あそこまで道路ができてきたということは、これは多くの地権者の皆さんに協力をいただいて現状があるわけです。ですから、その部分を完成させたい、協力をいただいて何とか導いていきたいというのは、私は仕事をする執行者としてやはり前に向いて考えていくべきではないかなというふうに思っておりますから、その事業の取り組みについてその矛盾ということのお話がありましたが、ただ一日も早く地権者の方に協力をいただいて、そして供用開始をできるようにという考え方は一貫しております。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 明快な答えというのは難しいかなとは思いますが、要はこの土地収用法に基づく公共事業、これについて当然本町でもこういった経験がありませんから、これを実施する想定をするといえますか、そうするためには、基本的には当然透明性といえますか、公平性といえますか、公共性といえますか、そういった定めといえますか、基準がないと、明確な基準がないと、例えばこの人の場合はこういった法律を適用する。この人の場合は適用しないとか、どこまでいったらこういったこともあるのだよとか、そういった基準もなしに、いきなりこういった形で収用法を適用すると。確かに土地収用法では、憲法で定められています個人の財産を制限するわけですから、それなりのきちとした理由がなければできないことになっています。ですから、最終的に個人の財産と公共の利益のバランスの問題かなと思います。そういったバランスを考えるということは、すなわち何がしかの基準がないと、いつになってもそこは定まらないのです。まして今回の本町のような、まだ一度も経験のない町でこういったことをいきなりやる。土地収用法を適用させて、そういった事務を進めますよと言うというのは、余りにも乱暴過ぎるかなと思います。この町の現在の総合計画でも、「やさしさと活気の調和したまちおうら」。町長はそういった現状を考えて、今の

日本の置かれている立場等も考えて、それを見直す考えはないのかと言ったら、「ない」と言っていました。ですから、これからも今言ったキャッチフレーズが生かされていくのではないかなと思いますけれども、そういった町づくりをしていくのに、こういった事業の手法をとっていきますと、そういった理想的な「やさしさと活気の調和したまち」なんていうのは到底なし得ないのかなという気がいたします。その点について、町長はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 あの道路が都市計画決定をされて、現在まで至っているということを考えれば、これは事業の公共性というのは十分あるということの中で進めてこられたということですし、残念ながら具体的な供用が図られていないということに、そこに1つの計画どおりに進まないということがあるわけですから、その計画をとってもそういった公共性、利便性、そういうものが大きく考えられて、ああいった形での道路が計画されたというふうに思っています。その計画に基づいて、我々が順次供用開始に結びつけるべく執行しているわけですので、強制執行という話ではありますが、この部分については予算の中でお示しをしているようにぜひお認めをいただいて、そして粛々と進めていければと、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 ただいま土地収用法に基づく公共事業については、そういった形で公共性や、また利便性等も十分考慮されるべきだということで、またそうされているというお話ですが、この公共性は当然町が主体となっていく事業ですから、公共事業でありますし、公共性があるかないか、そういった意味の公共性と言っているのではないと思うのですね、この土地収用法の公共性というのは。もっとはるかに公益のある事業ということだと私は考えております。成田空港も全くそうでありまして、あれだけの公益性があっても強制執行はなかなか実際はできません。そういったことを考えると、どれだけあれができないことによって逆に町が不利益を受けるのか。そういったことについての調査等も恐らくしていないのではないかなという気がいたします。

しかるに、こういった予算だけ先に計上させて、これを見れば当然当事者は脅威に感じると思いますし、ここで円満に話し合いをしていこうというのは、今後さらに難しくなってくる状況が起きてくると私は考えています。片や話し合いで円満解決と言っておきながら、これをのせることによって実際は話し合いはもうこれ以上は無理だよと言わんばかりにも読み取れるわけであります。当然職員等もここまで来るには大変努力をして、大変な苦勞をされてきたというのは十分にわかるわけですが、それをカバーをするのは町長しかいないのではないかなという気がいたします。そして、町長の公約どおり、町民地権者を尊重して、それを最優先して、やはりこの事業を粛々と進めてほしいと私は期待をするものであります。

これについては回答は要りませんので、以上で質問を終わります。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

○13番 横山英雄議員 町長は、施政方針、20年、地権者や関係者の理解と協力をいただきながら推進します。21、22も同じでした。そして、町長になって、先ほども出ましたけれども、20年の8月29日から12月12日、これをやることによって、その地権者の方は邑楽町だけではなく、あそこを通る、カムルですか、あれを利用する方々に、この人が反対しているからできないのだよ、見せしめのように周りから攻めるようなやり方、こうやってきたと私は思います。だから、あの工事をやって大丈夫かと、何度も議員は心配をして、質問したと思います。あの事業をやったことにより、地権者は町民のみならず他の町村の方々からも、「あいつが反対しているのか。だからこの道路ができないのか」、そういう目で、そういう声も随分上がったと思います。

そして、あなたが何度かお願いに行きました。そう言っていますが、あなたがお願いに行った相手には、あなたの誠意が見えないのですよ、上から目線で。お願いします、お願いしますというのは、やはり低姿勢にやるべきであって、何うにしても、こういうことで伺いたい、時間をとっていただけないでしょうかと、そういうことから始まるのではないのでしょうか。教育委員の問題でも、あなたが私の家へ来たときも、出し抜けにひょっと来てお願いしますとか、また議員でもない女房に名前まで出してお願いしますと、そういう物の頼み方ではうまくいかないと思う。例えばいなければ、こういうことで伺ったのですが、帰ったら伝えてくださいと話しておいて、また夜にでも、こういうことで寄ってきたのですがというのが筋ではないですか。あなたの言った、頼んだ、お願いに行ったというのは、かえって相手の気持ちを悪くする。そうと思いますが、あなたはどう考えますか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 19号線の関係について、20年度事業で8月29日から12月12日までやったということについて、その実施をした経過については、先ほど土木課長のほうから経過報告がありましたから、そのようなことで理解をしていただきたいと思います。

あとは、私のお願いに行く誠意、心がこもっていないというようなお話ではありますが、私は相手方がどう受け止めているか、それは心のことですからはかり知れませんが、土木課長と2人では誠心誠意お願いをしてきたつもりもございます。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 あなたはそう考えますか。考え方の違いかなと思うのですが。

そしてまた、あなたは100%情報公開、そう言っていますね。しかし、この件についてはあくまでも議員には、議会では、全協の場でも、話し合いによる円満解決ですとずっと言い続けてきました。そして、今は議員の皆さん、ご協力お願いします。この問題が起こる前に、この500万円を組む前に、私は誠心誠意地権者の方にお願ひに行ったのですが、私の力ではどうにもなりませんと、議会に一度でも話したことがありますか。都合が悪くなれば、その場を逃れるためにお願いします。

心からあなたは議員には言っていないですよ。話し合いによる円満解決、いきなり全協に入れてきたのでしょうか。全協になって困ったら、議員の皆さん、協力お願いします。知恵をおかしてください。後からでしょう。その前にやることがあったのではないですか。100%情報公開。議員には教えないのですか。もう一度お願いします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 途中での経過については、議員がおっしゃるとおりですが、先ほどもちょっと触れたかと思いますが、地権者の方に6月の末だったと思います。そのときに事業認定に関しての説明を担当職員のほうから説明をさせていただきますということで来ました。それから、その経過を踏まえて、8月のやはり下旬だったと思います。地権者の方には、話し合いの中でなかなか理解をいただけないので、予算化ということについて考えていきたいと、そういうことはお話ししてきました。したがって、その間について議員の皆さんに逐一報告できなかったということはそのとおりでありますので、申しわけなく思っております。ただ、そういった先ほども時間的なこと等、それからいろいろあったものですから、その補助事業等の部分が多分にあるものですから、今日こういった形で提案をしているということでございますので、一部始終説明できなかったということについてはそういうことですので、大変おわびはしたいと思います。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 私は、地権者の方に言ってきましたではなく、その前に議会に、こういうことでどうにもならないと、何かいい方法はないですかと言うのが先ではないでしょうかと聞いているのです。先ほどから何回も出ています。全国でもやったことのないような、絶対にやってはいけないような、こういう予算をあなたは上げてきたのです。今これが通るか通らないかわからないのですが、もし通ったとすれば、邑楽町は全国版ですよ。後々大変なことになる。先のことを十分考えた上でこの予算を計上してきたのか。もう一度伺います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 事業認定を受けるべく予算計上ということでございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 すごいですな。それで、これで賛成多数で通った場合には、議員の皆さんのご理解をいただいて、この予算は通りましたと。粛々と強制収用に向けて事業を進めてまいりたい、あなたは言うのでしょうか。私の責任ではなくね。議員が賛成したからやっているのですと。もちろんそういうふうに言うのでしょうかね。今まですべてそうですから。私は、この500万円除けば賛成しますが、これを含めた補正予算については反対をしたいと思います。

終わります。

○相場一夫議長 ほかに質疑はありませんか。

小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 余りにも多くの皆さんから話が出ているので、言い尽くされている感があるのですが、やはりこういう事業というものはスタートがあって完結があるものだと思います。物事は原因があって結果がある。そういう中で、19年12月19日に町長になられた。もろもろのことをお話ししないと、スタートからゴールまで行きませんで、ちょっと前の話からさせていただきますけれども、やはり過去、現在、未来とあるわけですが、やはり過去が町長、あり過ぎたのですよ。傍聴の方はわからないのだよ。今聞いているのだよ。60歳定年、3月31日まで役場職員として勤めて、その次ぐ月の町議選挙に出て、得票は多かったかもしれません。しかし、3月31日まで役場の職員でいて、選挙運動できました。運動というか、後援会の入会だとかできました。できるわけないでしょう。よく有権者の皆さん、町民の皆さん、それをわかっていただきたいのですが、それがまず第一の誤り。

2つ目が、町長選挙のときに議会の中のもろもろあるわけですが、町長選挙のときに立候補による議員の失職を選んだために、邑楽町の議会は町長選挙以降16人の定員に対して15人になってしまったわけです。そういうことがあります。そして、4年の間にやってはならない個人で議員が議員を訴える裁判を起こしてしまった。ですから、スタートがあって、原因があって結果があるわけですから、町長選挙のときに集会を開き、その中でもろもろ有権者が聞いたら、それこそみんな「ああ、すばらしい」と思うことを訴えてまいりました。先ほども19号線の件で、私が長になれば云々ありましたけれども、そういうことをした結果として、私は現在があるのだと思います。

任期は4年あるわけです。2年9カ月経過したわけですが、先ほどお話ありましたが、当選した次の日ですか、地権者の方にお伺いして云々。それは、心がなく、ただ町長になったので、よろしくお願いします。事業についてもよろしくお願いします。それでは、相手の方は納得できないのです。相手の方がそのときに胸襟を開いて、ああ、町長、よく来てくださいましたね。それでは、いろいろお話ししましょう。そういうことであればいいと思います。

○相場一夫議長 質疑に戻してください。

○6番 小沢泰治議員 そして、あと1年3カ月余りですが、議会では話し合い、話し合いということで、話し合いによる解決をたびあるごとにお話しくださしました。円満に話し合って解決するのだ。そういうことであったわけですが、町長は地権者のお宅に伺うときに、資料としてどういうものをお持ちして、どういう姿勢でお話に臨みましたか。選挙のときみたいにぺこぺこ、ぺこぺこ頭を下げて、丁重に伺ってお話したのでしょいか。相手の方は胸襟を開いたのでしょいか、お伺いします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどから多くの議員にご質問をいただきました。それについてそれぞれ回答したかと思いますが、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 これは、道路をつくるということは、個人の権利である所有権を譲ってもらわなければ町の道はできないのです。所有権というものがあるわけです。だから、所有権をなくするためにこの500万円の予算を組もうとしているのかもしれませんがけれども、先ほどもお話しがありました。日本じゅうがそういうことがあったですか。ないです。そういう中において、なぜそこまでしなければこの事業が進まないか。私は、簡単だと思うのですけれども。町長たるものやそのくらいわからなくてどうするのですか。相手の気持ちがわからず、自分の主張だけして、だから裁判なんか起きてしまったわけですからけれども。

「何言っているんだ、おまえ。本当のことを知っている
んか」と呼ぶ者あり

○相場一夫議長 静粛をお願いします。

○6番 小沢泰治議員 現実にかつここのこまでしなければならぬ。それは過去と同じようなものだと思いますよ。もう少し深く考えて、相手の立場に立って話をしてやるつもりはないでしょうか。私、現実の中身をよくこの件についてわかっています。だから、お話ししているのです。この予算をとってスタートしても、時間がかかりますよ。町長の任期があと1年3カ月。その間には実行できないでしょう、もちろん。そうしたら、町民の利便性、そういうものは向上しませんね。こんなことしないで、何とか解決する方策はないかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 私に反問権を認めさせていただければ、こういう問題をどのように解決したらよろしいでしょうかということを小沢議員にお聞きしたいところがありますが、これはかないません。しかし、私は誠心誠意事業執行に取り組んでいくということでお答えをしたいと思います。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 先ほども議員から話出ましたが、議員に対して行き詰まってしまったのだよ、どうしたらいいのだというのを公の場でもないし、私個人的にもないですけれども、それがあって必要かと思います。先日は教育長の問題でもそのことがありました。そういうのがないから、現在に至っているのです。知恵はいっぱいあるのです。

やはり町長は邑楽町2万8,000町民のあるじなのです。役場の職員は歯車です。土木課長も歯車の一つ。そこに担当している歯車の一つです。土木課長の事務屋さん、その方と同じ目線で仕事をやっていたとしたら進みっこないでしょう。土木課長は、14年9月に事業が始まって、16年から横山土木課長はこれに携わっているのです。どういう状態で来ているかというのは土木課長もよくわかっているし、町長もわかっていると思うのです。だからこそ選挙の次ぐ日にお伺いしたのだと思うのですけれども、全然心が通い合っていないから、これまで浪費してきたわけです。高い給料をもらっているのですよ、町長。前進しなかったわけですね。ですから、トップですから、トップの

仕事をぜひしていただきたいと思います。39年間の役場の職員ではないのです。今は町長、首長としての金子正一さんなのです。

私から言わせてもらえば、やはりこの2年9カ月の公約の実現状況等々を見れば、皆まやかし、うそだったのかなというふうに思います。私、過日東毛の一番大きなまちの役所に行きまして、二、三カ所、課に顔を出して、いろいろ話をしました。最後に、首長のところへ行って、どうですか。首長は、本当に胸襟を開いてお話ししています。そんな中で、「市長、どんなぐあいに公約は進んでいるんだい」と聞いたら、「6つのうち4つ進んでいるんだよ」。2つは合併……

〔「寝言言ってんじゃないんだ」と呼ぶ者あり〕

○6番 小沢泰治議員 寝言ではないのだよ。

〔「冗談じゃねえよ」と呼ぶ者あり〕

○6番 小沢泰治議員 そういうことで、やはり事業は前向きに進めなければならない。そのためにこういう手段をとった。そういうことは、私としたら絶対に許せません。補正予算でほかの予算も絡んでいますけれども、残念ですが、ほかの予算にも一体ですから、賛成することはできません。このような強制執行に向けた手続は絶対に許しません。

以上で終わります。

○相場一夫議長 そのほかございますか。

山田議員。

○7番 山田晶子議員 この19号線につきまして、今小沢議員が傍聴の方に、いきさつがわからないと困るからということをおっしゃいまして、そして質問されました。私もちょっとはつきりわからないところがありますので、それを質問したいと思います。

平成元年に都市計画決定されて、この19号線が計画されたというふうにお聞きしました。そして、その1つは、決定をされて、町道ですから町道をつくるということについては議会の承認というのが必要だったのでしょうか。それが1つです。

それから、もう一つ、この決定されてからのいきさつ、土地を用地交渉とかいろいろなことがありますね、道路をつくるための必要な行動というか。そういうのを今までのを一応簡単になのですけれども、教えていただけたらと思います。

先日の全員協議会では、横山課長が課長になられたのが平成16年だということなので、それ以前というのは簡単なことしかわからないのかもしれないのですけれども、一応どういうふうにいったのか。傍聴の方、わかりません。私もはつきり、ちょっとメモはしたのですけれども、わからなかったもので、そのことをちょっと教えてください。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えをいたします。

まず、町道幹線19号線がいつ都市計画決定されたかのご質問でございますが、当該路線につい

ては千原田大黒線ということで都市計画では呼んでおりまして、平成元年2月3日に都市計画決定されてございます。延長につきましては、大黒まで含めて全体では3,820メートルのものでございます。平均幅員16メートルの道路でございます。具体的には、既に整備済みの明野地内の幹線22号線、これも都市計画されている同じ路線の一部でございまして、幅員的には明野の道路状況を見ていただくと、あれが16メートル道路ということでご理解がいただけるかなと思います。

それから、用地交渉の経緯というご質問でございますが、余り詳細なことは個人情報等もございしますので、申し上げられません。先ほどもちょっと申し上げましたが、その前段で平成14年に事業採択を受けまして、全体の延長では国道122号から町道幹線3号線、信号機付きの丁字路のところ です。生協の付近でございますが、約856メートルほどございまして、当時の採択事業費としては10億円を事業採択いただいて、14年度から着手をしたものです。当時私は担当でございませんで、詳細に存じておりませんが、当然これだけの事業ですから、当時の議会にお願いをして、全体計画がこういうことで14年度の事業はこのようにしたことだということでスタートがされたものと思っております。したがって、そのときにこの道路整備事業は既にスタートをしているという私は受け止め方をしてございます。

用地交渉については、記録の中では平成14年5月から前任のところ平成16年1月7日、8回ほどされておりまして、具体的な進展がされてございません。私は、最初課長に就任したときにごあいさつに行って、その後具体的な交渉につきましては平成18年10月27日から平成22年8月23日まで、現町長は先ほどもお話に出ておりますが、平成19年12月19日に就任というふうに認識しているわけですが、その日から初めてお邪魔をしたということで用地交渉が進められております。ですから、私が課長になって町長の前の交渉が6回ほどですか。それから、平成19年12月19日、町長が就任してから16回ほどお邪魔をしていると思います。具体的な中身につきましては、交渉の主な内容につきましては、建物を避けてほしいと、町側では避けられないということで、なかなか歩み寄りが見られなかった。そういう状況でございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 山田議員。

○7番 山田晶子議員 ありがとうございます。横山課長が課長になるまでに8回、それからなられてから金子町長になるまで6回、それから金子町長になってから16回ということの訪問をされているというふうに理解しました。大変なことだったと思います。

そして、明野地内、22号線なのですが、22号線を広げる、広げるというか、つくるというか、それに当たって、今急なもので大ざっぱでもいいのですが、地権者に道路のために譲っていただいたのが、大体地権者が何件ぐらい、何名ぐらいいらったのか。そして、今の19号線の分としては何名ぐらいあるのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。大体でいいのです。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

たまたま町道幹線22号線、明野の中のいわゆる現在の北側が丁字路の信号機のところ、それから南側はカルソニック付近まで、明野の住宅団地の造成にあわせて、国の補助金をもらって整備をいたしました。たまたま私がその事業の国の補助金をもらうための当時の認可という事務をやりまして、当時の企業局が工事はやらせてほしいということで実施したものでございます。土地の多くは企業局が買収した土地がございまして、あそこは湿地帯でございまして、具体的にピート、ボッケ、腐植土、そういう地質で、含水比が大変高いところでもございましたので、その土を厚いところでは3メートルぐらい除去をして、そこに要するに良好な土と入れかえをして、それを企業局から町が購入した。そういうことでございまして、私の記憶の中では企業局から買った土地代金が当時で約1億円。それから、北側が今のカムの駐車場付近のその南側にもう工場、東側には宅地見込み地等がありまして、総体的には地権者は企業局以外は7、8名だったのかなということで、これは記憶でございます。それから、町道19号線の地権者につきましては、やはり正確ではありませんが、全体的には十五、六名かなというふうに認識しております。

以上でございます。

○相場一夫議長 山田議員。

○7番 山田晶子議員 明野地内の道路というのが、土地としては余り価値のある土地ではなかった。

そして、道路をつくるためにはかなりのお金をつぎ込んでというのはわかりました。そのほかに七、八名の地権者がいらっしゃって、その方たちもやはりいろいろな葛藤はあったでしょうけれども、町の方に道路を譲ってくださったということで、その方たちが心痛む思いをしたというのがわかりました。

また、19号線も今1名だけ残っているわけです。そうしますと、残りの十四、五名の方はやはり先祖伝来の土地というのを本当に涙をのんで町の道路のためにということでやってくださったというのがよくわかりました。今1件残っているのですけれども、その方の気持ちもわからないではないですけれども、自分だけがそういうふうにつらい思いをしているわけではないと思って、何とかいい方向になっていけばいいと私は思います。

以上です。

○相場一夫議長 暫時休憩いたします。

〔午後 3時35分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時50分 再開〕

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○17番 石井悦雄議員 今まで多くの方から意見が出ました。正直言って、この問題についてはまだ皆さんに審議する前、もし強制収用という言葉がわからなかったら、このまま進んでしまったかもしれない。いいか悪いかわかりませんが、それがわかったわけでございます。そこで、町長にお願いをいたします。冷静になって聞いていただきたいと思います。

この事業認定の図書作成については、ちょっと考える時間が必要です。もっともっと考える時間が欲しいですと申し上げるのは、今までの邑楽町、これからの未来ある邑楽町を考えると、いい言葉ではない強制執行があったという町には、私は望んでおりません。したくありません。できることであれば、きょうここで議論された内容等も含めて、相手方とじっくりひざを交えて話し合えば、きっと理解がしていただけるのではないかな、そんなふうに私は思っております。お互いに人間なものですから。要するに逃げるわけではございません。このまち内で生活するわけですから。その中で、町長はこの問題について、相手方の気持ちになって考えられたことがありますか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 話し合いということで進めさせていただくということの中には、やはりそういう気持ちももちろんあったということはございます。できるだけ理解をいただけますようにというところでの話し合いを進めてきたという経過ですから。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 今までの交渉の過程においては、同席したわけではございませんから、ということであつたか理解できませんけれども、正直言って、町長、この問題についてこれだけ議論されたというのはきょうが初めてではないのですか。まずそれが1つ。こういった難しい、やってはいけないような予算を補正するのであつたらば、私は今回は取りやめて、当初3月にやってほしい。そして、3月までに相手方と上下を脱いで、じっくり話をしていただければ、きっと光が見えるような気がします。まず、それも含めて。

あなたのお父さんも議員をやっておりました。そう言うと、それは昔の話だと言われるかもしれないけれども、今日まで私も長いことさせていただきましたけれども、いろんな問題でそれこそ余り言ってはいけないような言葉まで発言されたり、嫌な思い、今過ぎてみるとやはりそのときの嫌な思いを我慢して、今日まで積み重ねてきた努力が、今の邑楽町になっていると思います。小さく言えば、おやじがせがれにいろいろ意見されても、おやじがその言うことを聞かないで突っ走ってしまえば、大変なことになると思います。それは、町長1人で立場上大きな責任はありますけれども、我々だって洗礼を受けて、町民の代弁者として議員活動をしているわけです。町長いわく、必要に応じて議員の皆さんと話をしておりますとは言っても、ここまで突っ込んだ話は過去になかったと思います。もう少し早く、町長の立場と違って、我々は結果を見て申し上げる。でも、私は評

論家ではありません。一町民として、そういう姿勢もあります。それを代弁する。

実は、新しい話で、今4時ですね、きのうの4時半ごろだったと思います。これはあした一般質問で言おうと思ったのですけれども、ある方から、何か強制執行をせざるを得ないような問題があるようだけれども、それはこの図書作成の件でございます。あるかもしれませんけれども、間違ってもそんなことをやってはだめだと。今の議員、関係者が笑われるだけでなく、今日まで築いてきた先輩方に変な心配をかけるのだと。心配という言葉は優しいかもしれないね。それこそあってはいけない。迷惑をかけてしまうわけです。そういうことを踏まえて、もう一度この提案について考えてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 ぜひ議員の皆さんには、提案された原案で賛同いただけますようによろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 今の答弁の顔を見ていると、何かむきに見えるのです。それは除いたほうがいいです。一生町長をやっているわけではないのです。我々もそう。よく言われますけれども、落ちればただの人なのです。町のことを思っているのだっただけ、あるいはどうしても提案されたのをお願いしますということは、そこまで急がなくてはならないのであれば、もっともっと早くこの問題を提案されるべきだと思います。担当の課長だって決してこれはやりたくない、私は思います。町長だって本音はやりたくないのではないですか。だから、今までの話し合いの中でいろんな意見がされたわけでしょうけれども、それは一応こっちへ置いておいてもらって、これは置けないと言われればそれまでですけれども、置いておいてもらって、繰り返しますけれども、上下を脱いで、ひざを交えて、じっくりと。我々議員にだって責任があるのですから、協力しないのではないの。言うだけを言っているのが議員ではないの。今、私はきょうは黙っていようと思ったのですよ、あしたがあるから。でも、皆さんがそれなりに町を思う気持ちがあって、心配しているから、聞いてもらえないの。私はそんな偉くないですよ。ただ、年が上だというそれだけ。おやじに言われているような気持ちで聞いても結構ですけれども、議会の中のこの雰囲気は相手方に伝えてもらって。今のも答えてください。

それと、どうしてもこの9月で同意をいただかなければだめだという理由がどこかにあるから急いでいるのでしょうけれども、県ですね、極端に言えば県。県が何を言おうと、自分ちではないですか、邑楽町が。自分の家。自分の家の家庭までとやかく、それは指導されることは結構ですよ。すべて悪いとは言わないです。自分の家庭を守るという気持ちになってほしいね。そうではないですか。多少きついことを県に言っても、県の方とお話するときでも、私は町の長としていっぱい言ってほしい。町民の声を伝えてほしい。ですから、今の町長のお話を聞いていますと、ぜひお願いしますということは、9月でなければどうしてもだめのようにしか見えないのです。いいではな

いですか、助成金が少しぐらい少なくなったって。補助金が減ったっていいではないですか。それよりも、私は金銭づくではないと思う。もしこれが作成されて強制執行してもいいよということになると、そういうふうになって進んでいくわけですよ、事業が一つ一つ。そのときに、自分も経験ないからわからないけれども、どんなことが発生するかわからないですよ、そのときになって。それは、今ここで議論しているのを長が我慢するかしないか。私は決してぶれているという言葉は使わない、この問題については。ぶれていないですよ。私はむしろ町の将来を考えるのだったら避けてほしい。結果的には、どういう形に、どういう方向に進まれるか、それは未知数です。わかりません。でも、一般論としてもそうですけれども、呂楽町が強制執行やるのだってねなんていう言葉は余りいただける言葉ではないですね。もう年をとると、大事をとりたいたいです。

これが最後かもしれませんが、町長、その辺も踏まえて、またお願いしますではなくて、時間をもっととって、できることであれば再度の交渉に移っていただきたい。今相手方と話しても、決していい話し合いにはならないと思う。同じようなことを繰り返しても申しわけないから言わないですけども、相手方だって人間なのですから、きっとわかってくれると思います。もう少し時間をもらって、心から姿勢を表へ出して、話し合っていただきたい。そんなふうに思います。どうですか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 予算が上程しているわけです。石井議員のほうから、今後話し合いを進めて地権者と交渉することも必要だろうというお話がありましたが、予算が可決されたということであっても、そういった任意交渉はこれは続けていくということは大事なことですから、そのように考えていきたいと思います。予算についてはよろしく……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 静粛をお願いします。

○金子正一町長 よろしく賛同いただきますようお願いをいたします。

○相場一夫議長 4回目ですからまとめてください。

石井議員。

○17番 石井悦雄議員 町長、そこまで突っぱねないで、我々もそのように責任の一端はあるのですから。これからは、この問題については常に話し合って、いい方向に向くように私はやってほしい。先ほども言ったけれども、今のこの時間で結果が出れば、町長は仮にこれが通れば、可決をされれば、されても交渉はできると言ったね。それは違う。それは全く違うよ。可決されて、それで交渉する。そんな話が本人の耳に入ったら、本人は喜ばないよ。おれだったらそうだと思う。おれだったらそうしますよ。それよりも、このまま取り下げたおいて、相手方のことも考えたということで取り下げた交渉するのは、行って来ても間に合わないぐらい中身は違いますよ。人間だったらだれしも情があると思う。それは、今日まで長い期間、時間があったから、そう簡単にいかないとい

うのは私もわかります。でも、何年か後に大きな問題に仮になったときに、今ここにいるメンバーだってみんな責任があるのですから、我々だって逃げないです。逃げない。責任をとりますよ。ここで同意をもらわなくも、私はいいのではないかな。もう答えをもらうことができないからあれだけれども。町長が、もしこれが可決して交渉したって、うまいことは当然望めない。それでいて、進むにつれて仮に強制執行等に入ったことを考えると、眠れなくなってしまいますよ。どうですか。そこまで考えないのですか。きょう結果が出て、どんなふうになるかわかりませんが、私はそういう意味でこの補正予算の案についてはすべて中身的には賛成できます。ただ、どなたかが言ったように、まねするわけではございません。この事業認定の図書作成のことについては、ただいま申し上げたとおりでございます。いずれにせよ、町長、後で大後悔などのないように、自分の人生に汚点を残さないように、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

田部井議員。

○5番 田部井健二議員 町長、私は8月30日の全協の日でしたか、町長と1時間40分ばかりお話をしました。その中で、私はきょうのこの事態を想定して、きっとこの件について騒動が起きますよと、騒ぎになりますよと、私は町長に言ったと思います。それについて町長は、いや、私は議員の理解が得られると、大丈夫だと思うと、そんなような答えをいただいたと私は思っております。今現実こういうふうになって、まず私の認識と町長のご認識とどちらが正しかったか、まずそこからお聞かせをいただきたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 話し合いの中で議員のほうからいろいろ話が出されました。そういう結果になっているのかなというふうに感じております。

○相場一夫議長 田部井議員。

○5番 田部井健二議員 町長のこういう事案に対するまず認識の甘さ、こういうことが騒ぎが大きくなる。私は常々指摘をしております。きょうもそのとおりだと思っております。まず、今回の提案の仕方も、30日の全協の席でも申しましたけれども、今までご自身がやってきたこと、やってきたこと、180度方向転換をするのであれば、事前に議会に対してもきちんとした説明責任を果たすべきだと。そういう努力も一切していない。それで、のっつけ数字を出して認めてもらえるほど今の議会は甘くないでしょうと。そんな自分勝手な思いどおりにはいかないでしょうと、そういう話もさせていただきました。私は、町長のこういった物事の進め方が、何度やっても学習をしない、同じことを繰り返す。まさしく教育委員の任命についてもそのとおりだと思っておりますけれども、

私はまずそういったところをご自身で深く反省をして、当然のことながらこの件についてもそういう説明責任を一切果たさずにお出しになるのですから、まず冒頭、常々言いますけれども、不手際があって申しわけなかったと、でもどうしても認めてもらいたいなら認めてもらいたいとか、まず謝罪から入るべきだと。いつでもそういうふうに言いますけれども、その辺はいかがですか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 こういった状況が、この審議だけでも2時間以上にわたっているわけです。そういうことを考えますと、田部井議員が言われますように、十分自分自身も反省した中で今後町政運営に当たっていかなければいけないと、そういうふうに反省をするところでもございます。過去の今までの問題もいろいろあるわけですが、十分意を体して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○相場一夫議長 田部井議員。

○5番 田部井健二議員 町長のおわびの言葉を聞いても、胸にしみるようなところが少しも感じられません。これもいつものことなのですからけれども。非常に申しわけないのですけれども、いつでもそういうふうに思っております。

土木課長にお聞きをしたいのですが、土木課長がご自身の担当窓口としてこの件は避けて通れない判断かなと、そんなふうに今現在思っておりますか、お聞かせいただければありがたいと思います。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えをいたします。

私は、土木課長でございます。したがいまして、19号線につきましてはどうしても事業推進をしなくてはならないと思っております。したがいまして、事業認定等の手続等につきましてはぜひご理解を賜りたいと思っております。

○相場一夫議長 まとめをお願いします。

田部井議員。

○5番 田部井健二議員 この席でこういったことを土木課長の口から答えさせてしまって、本当に土木課長には申しわけない気持ちでいっぱいであります。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小島幸典議員。

〔10番 小島幸典議員登壇〕

○10番 小島幸典議員 10番、小島幸典です。議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算の賛成討論をいたします。

平成22年度邑楽町一般会計補正予算額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,862万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4万9,000円とすることを町長は議案としています。この議案は、福祉行政を初め町民生活の向上には欠かせない大事な予算組みとなっています。そして、現在新設の町道19号についての事業認定図書作成委託料の予算計上は、町道19号線工事は平成14年度から工事が始まり、地権者との用地の交渉は平成14年5月30日から平成16年1月7日まで記録では8回あり、平成18年10月27日から平成22年8月23日までの記録では20回とされています。ことしになって町の道路行政を心配して、区長会より町道19号線の推進要望書が平成22年1月19日に町長に提出されたと聞いております。また、土木委員会からも1月29日に町長へ町道19号線早期推進要望書が提出されていると聞きました。工事開始から本年5月で8年を経過した中、残す工事区間約120メートルで中止しています。そんなことを考えると、町当局と地権者の考え方の違いが長い間あったり、また俗に言う初期の交渉時のボタンのかけ違いとか、反りが合わないことなどを思えば、打開するためにはステージを変えるいろいろの状況を変えることも含めて必要ではないでしょうか。区長会、土木委員会の熱意に議会も現状打破の試みを抱いて、他の方面からの和議、円満交渉に進むことを確信しているものであります。

町長提出議案に私は賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

小倉議員。

〔12番 小倉 修議員登壇〕

○12番 小倉 修議員 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算について反対の討論を申し上げます。

町民の税金で町民の大事な土地を奪い取ると、そういった行為は民主主義の観点から考えましても大変な間違いであると。これから町の行方について不安が大きく残るものである。収用法事業につきましても、群馬県下でも数え切れないほどやっております。地権者のために税金の関係だとか、そういった配慮から収用法の事業がなされておるとわたくしは思っております。収用法を使って町民から土地を吸い上げると、巻き上げると、そういった内容では私は決してないと。初めに戻りますが、議会の中ではあくまでも話し合いによる円満解決と。突然降ってわいたように9月の補正予算に500万円と。議会に対しましても町長は大変な間違いをやっている。賛成が多ければ通る議会。反対が多ければ通らない議会。やはり賛成も反対も一人一人がしっかりと責任を持って考えなければならぬ。収用法事業の内容はわからなくても、私は賛成だと、私は反対だというようなことでは、私は絶対いけないと思います。これが通って、県に行って、収用委員会へ行って、それか

ら代執行につながると。これは、邑楽町の歴史に残る大きなマイナスでしょう。

よって、私はこの一般会計補正予算につきましては反対の討論といたします。終わります。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

岩崎議員。

〔8番 岩崎律夫議員登壇〕

○8番 岩崎律夫議員 議案第52号 平成22年度一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

この補正予算の中で町道幹線19号線に関し、事業認定図書作成委託料として500万円が議題の身にあります。この19号線に関しては総事業費10億円、うち国の補助金5億5,000万円で、平成14年着手されております。平成元年に都市計画で作成し、事業に着手してから9年を経過し、今日に至っております。金子町長になってからも誠心誠意心を尽くした交渉を20回以上も行ってきましたが、大変残念なことに全く進展が見られませんでした。県の指導もあり、町としてはとれる選択肢も限られ、時間的な制約もある中で、収用手续をとらなければならないということは、苦渋の選択であろうと思います。この道路については、邑楽町の町益にとっても、邑楽町周辺の地域のことを考えても、道路の開通が待たれているということを私は認識したい。区長会の皆さん、そして多くの町民の皆さんが、いつ開通するのかと心配をしております。町としては、今後も今まで以上に地権者との話し合いを続け、話し合い解決に向けた努力を継続されるよう強く要望し、賛成討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに。

本間議員。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○14番 本間恵治議員 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算について、反対の討論をさせていただきます。

町長は、就任以来職員を前にして失敗をおそれず頑張れと、そういう訓辞をしたそうですが、私は石橋をたたいて渡る、間違いのない行政運営をすることが、町長に課せられた役割だと思っています。先人の首長たちが、地域の道路を広げるのにも皆さんの協力を得て、一つ一つ問題を解決しながら広げてまいりました。それが、事19号線につきましては暗礁に乗り上げ、その結果強制収用に向けての予算が計上されたわけでございます。この過程の中には、議会には全協で初めて予算書を渡され、説明がなされ、そしてきょうを迎えたわけでございます。本来であれば、町長が最初から言っている説明、情報開示100%ということ掲げながら何もしていないではないですか。本来であれば、町長1人で困っていないで、議会に逆に投げかけて、今後の予算をどうしたらいいか、皆さんと協議した結果の中で判断を出していくのが、私は首長の役目だと思っています。そうではないですか。そういう首長についていく職員はもっと大変なのです。町長が答えるべきことを答え

ないで課長に答えさせ、そんな首長では存在感ないでしょう。今までに例のない例をつくるのですよ、この19号線については。

金子町長が最後までこのことに当たって責任を持つのであれば、私は何も言いませんが、わずかな任期の中で、しかも補正予算でごまかして通そうとする姿勢の中できょうを迎え、ここで賛成しろというのは、私は大変酷だと思っています。町民一人一人のことを考え、そしてまた今まで道路を広げるために皆さんが協力をしてこの町を築いてきたのです。それを金子町長は、新たにみずから汚点を残そうとしているのだ。私はそういうふうにはしかとれません。ですから、この一般会計補正予算、ほかの予算は私は本当にそのとおりだと思っていますが、これを通したのであれば、邑楽町町民それぞれの人たちの今まで協力していただいて道を広げたその気持ちを無にする結果になると私は思っています。ですから、この補正予算につきましては、賛成はできません。

それから、議長をお願いします。私は、自分の責任において投票いたします。できたらきちんとした意思表示がわかるように記名式でお願いしたいと思います。

反対の討論とさせていただきます。以上。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

遠藤議員。

〔2番 遠藤幸夫議員登壇〕

○2番 遠藤幸夫議員 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算につきまして反対の討論を申し上げます。

私は、この補正予算案につきましては、大部分が緊急不可欠なものと理解をしておりますが、ただ1点、この中には町道幹線19号線の事業認定の図書作成委託料が含まれております。これは、まさしく今後は土地収用法の手続を進めようとするものであります。事業認定の透明性、公平性、公共性について何ら定かでない時点での着手には賛同いたしかねます。特に本町は、人口2万7,000人強の小さな町です。町の総合計画では、やさしさと活気の調和したまちがキャッチフレーズであります。このような町で、公権力を振りかざして公共事業を推進していくことが、本当に民主的な行政運営と言えるでしょうか。町長は、町民との協働による町づくりを公約にしているのですから、上から目線ではなく、協働の精神を発揮してください。右手では握手を求めながら、左手には伝家の宝刀をちらつかせたのでは、町民はたまりません。先人たちは、幾多の困難を知恵と努力で円満に解決してまいりました。町長にもより一層の努力を期待するものであります。

よって、私は議案第52号につきまして反対するものであります。以上。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

横山議員。

〔13番 横山英雄議員登壇〕

○13番 横山英雄議員 議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算について、反対の討論を行

います。

町長は、100%情報公開と言いながら、議会には話し合いによる円満解決と最後まで言い続け、突然この強制収用に向けた予算を計上してきたわけであります。先ほども質問で言いましたように、町長がお願いしたと、お願いに行ったと言っても誠意が伝わらない。真からあなたは人に頭を下げ、お願いするようなふうにはとても見えません。執行者であるならば、私がやめれば協力していただければかと、そこまで真剣に話し合いをしたとは思いません。先人の方たちが築いてきてくれたこの邑楽町に汚点を残すようなことは絶対にしてはならない。強制収用を行えば、邑楽町は全国からすごい町だと、また悪いイメージで見られます。

よって、私は52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算について反対の討論といたします。先ほど本間議員が申したように、議員は責任を持って賛成、反対、はっきりと町民に示せるように、記名投票をお願いします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

大野議員。

〔3番 大野貞夫議員登壇〕

○3番 大野貞夫議員 私は、議案第52号 22年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

個々の項目については、それぞれ不十分な点がありますが、唯一1点、先ほどの質疑の中でもありましたように、19号線の工事を進めるためにいまだ解決されていない地権者との交渉を話し合い円満に進めていくという日ごろの言葉とは裏腹に、逆に強制執行という強硬な手段に道を開く事業認定図書作成委託料500万円を計上した補正予算につきましては、とても賛成するわけにはいきません。今後の推移いかんによっては、邑楽町に大きな汚点を残すことになりかねません。議員各位におかれましては、この点十分ご判断の上、表決に臨んでもらいたいと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

田部井議員。

〔5番 田部井健二議員登壇〕

○5番 田部井健二議員 平成22年度一般会計補正予算につきまして、賛成の討論を行います。

19号線の500万円についてのお話がありましたが、私は今現在カムルの前のあの状況を見て、あれでよしと判断をなさる町民はまずいないと思っております。選択肢の一つとして今回示された500万円の議決についても、私はいたし方ないかなと、そんなふうには思いますが、ただし町長の提案の仕方、話の進め方には大いに異議がございます。さきの全協でも申しましたとおり、こういった大事な話を自分の今までの行い、言っていたことをまるっきり180度方向転換をするのであれば、議会に対しても、町民に対しても、わかりやすく説明責任をきちんと果たすのが、これが町長

として当然の仕事だと思いますが、一切そういった行いをこの方はいたしません。それが騒ぎを大きくするもともと私は常々思っております。教育委員の任命についても、まさにそのとおりだと思います。同じことで3度過ちを繰り返し、そのたびに相手方に大変大きな迷惑をかけます。町長自身は謝罪文だか釈明文だか、4度にわたって議会に提出をしております。私は、近々5度目が出ると思っております。町長が仮に恥という言葉をご存じであれば、私はご自身の出处進退を含めた中での責任のあり方、とり方というのをみずから申し出てもおかしくない問題だと思っておりますが、いつになってもそういった話は聞こえてきません。こんな町長ですから、こんな話の進め方でこういう数字をお出しになれば、私は反対者が続出をするのは当たり前だと思っております。しかしながら、数字というのは私は町長が1人でつくり上げるものだとは思っておりません。職員の方々が与えられた立場、立場の中で自分の現場を把握し、一生懸命に出されるものだと思っております。職員の中には、自分の出す数字にどんなことをしてでも責任を持ちたいという職員がいることも私は知っております。私は、そういった職員の思いまでも反対をしようとは思いません。これが私の賛成をする理由であります。

最後になりますが、私は各担当課長の皆様に申し上げたい。悲しいかな、今あなたたちの指令塔は判断力に非常に大きく欠けております。私は、今の町長の言うことをすべて聞いていたら、決していい仕事はできないし、いい町づくりはできないということを申し添えまして、この一般会計補正予算案の賛成討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

小沢議員。

〔6番 小沢泰治議員登壇〕

○6番 小沢泰治議員 6番、小沢泰治です。議案第52号 平成22年度呂楽町一般会計補正予算（第1号）につきまして、反対討論をさせていただきます。

事業認定図書作成委託料500万円、この500万円という金額が入っております補正予算につきましては、この500万円自体が呂楽町に汚点を残す金額であります。そういうことで、今回の補正予算につきましては否決をして、そして500万円を削除した中での臨時会をぜひ早急に開いていただいて、呂楽町の事業執行に支障がないように。決してこのような強硬手段をとらなくとも、私は早く解決はできると思います。それができないのは、先ほどもお話ししましたが、あらゆる面において町長の資質に問題がある。ぜひその辺を町長もよく理解していただいて、課長のためのこともあります。町民のこともあります。当事者のこともあります。そういうことで、ぜひ今後真剣に行政に取り組んでいただければと思います。

そういうことで、500万円が含まれております補正予算につきましては、反対とさせていただきます。ぜひ記名投票でお願いいたします。

◎会議時間の延長

○相場一夫議長 本日の会議は、あらかじめこれを延長します。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

暫時休憩いたします。

〔午後 4時52分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 5時15分 再開〕

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今回の一般会計補正予算につきましての議決でございますが、重要な案件も含まれております。議員各位の態度をあらわすためにも、記名で表決をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 これより議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算について採決をします。

この採決については、本間議員ほか所定数以上の議員から記名投票にされたいとの要求がありましたので、記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩崎律夫議員、加藤和久議員、小島幸典議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、自己の氏名もあわせて記載をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。
事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、命によりまして点呼をとらせていただきます。

1 番、小島陸夫議員、2 番、遠藤幸夫議員、3 番、大野貞夫議員、5 番、田部井健二議員、6 番、小沢泰治議員、7 番、山田晶子議員、8 番、岩崎律夫議員、9 番、加藤和久議員、10番、小島幸典議員、11番、立沢稔夫議員、12番、小倉修議員、13番、横山英雄議員、14番、本間恵治議員、15番、細谷博之議員、17番、石井悦雄議員。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。岩崎律夫議員、加藤和久議員、小島幸典議員、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○相場一夫議長 投票の結果を報告します。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票15票です。無効0票です。

有効投票のうち

賛成 8 票

反対 7 票

以上のとおり賛成が多数です。

よって、議案第52号 平成22年度邑楽町一般会計補正予算は可決されました。

賛成票

小島陸夫議員 田部井健二議員 山田晶子議員 岩崎律夫議員 加藤和久議員

小島幸典議員 立沢稔夫議員 細谷博之議員

反対票

遠藤幸夫議員 大野貞夫議員 小沢泰治議員 小倉 修議員 横山英雄議員 本間恵治議員

石井悦雄議員

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎日程第15 議案第53号 平成22年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第15、議案第53号 平成22年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第53号 平成22年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,907万円を追加し、予算の総額を31億6,396万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び諸収入の増額であります。

歳出については、総務費、保険給付費、保険事業費、基金積立金、諸支出金及び予備費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 平成22年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第54号 平成22年度呂宋町後期高齢者医療特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第16、議案第54号 平成22年度呂宋町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第54号 平成22年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万7,000円を追加し、予算の総額を2億1,190万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 平成22年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第55号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第17、議案第55号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第55号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,953万6,000円を追加し、予算の

総額を14億4,345万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出については、総務費、保険給付費、諸支出金及び予備費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第56号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第18、議案第56号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第56号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,106万2,000円を追加し、予算の総額を3億6,179万8,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、繰越金の増額であり、歳出の主なものは公共下水道事業に伴う工事請負費、補償補てん及び賠償金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第57号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第19、議案第57号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第57号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,637万9,000円を追加し、予算の総額を2億5,321万7,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の増額及び繰越金であり、歳出の主なものは職員人件費及び賃借料等であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第58号 平成22年度邑楽町水道事業会計補正予算

○相場一夫議長 日程第20、議案第58号 平成22年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第58号 平成22年度邑楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、収入を671万7,000円増額し、支出を35万9,000円増額するものであります。収入については、雑収益の増額であり、支出については総係費の増額であります。

また、資本的収入及び支出では、支出を9万6,000円増額するものであります。支出については、配水管布設費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 平成22年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午後 5時40分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 5時50分 再開〕

◎日程第21 認定第1号 平成21年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第28 認定第8号 平成21年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○相場一夫議長 日程第21、認定第1号 平成21年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから
日程第28、認定第8号 平成21年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの8件について一括
議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 平成21年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号
平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成21年度邑楽
町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成21年度邑楽町後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について、認定第6号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認
定第7号 平成21年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成
21年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度各会計決算につきましては、地方自治法及び公営企業法の規定により、去る8月2日、
3日の2日間にわたり監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただ
いておりますので、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 次に、監査委員から報告をお願いします。

増尾監査委員。

〔増尾栄一監査委員登壇〕

○増尾栄一監査委員 議長のお許しを得まして監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月2日と3日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を
求め、小島監査委員とともに審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、お手元に印刷、配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をも

って、報告にかえさせていただきたいと思います。

平成21年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成21年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成21年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成21年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成21年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成21年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成21年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成22年8月2日・3日

2. 審査対象

- (1) 平成21年度邑楽町一般会計
- (2) 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成21年度邑楽町老人保健特別会計
- (4) 平成21年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
- (5) 平成21年度邑楽町介護保険特別会計
- (6) 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計
- (7) 平成21年度邑楽町学校給食事業特別会計

3. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	8,930,611,474円
歳出総額	8,494,136,358円
歳入歳出差引額	436,475,116円

平成21年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、15億2,611万円的大幅増となりました。繰入金、国庫支出金、地方交付税等が大幅に増加した一方、町税、繰越金、自動車取得税交付金等は減となりました。繰入金の増は、庁舎建設基金条例の廃止による繰り入れ、国庫支出金の増は、定額給付金給付事業費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の新設によるものです。

町税収入は、前年度から3億3,992万円、8.3%減の37億7,167万円であり、決算規模の拡大も相まって、歳入総額に占める構成比は、前年度から13.3%減の42.2%となりました。なお、町税については、平成21年度も多額の不納欠損処理が行われ、収入未済額も、前年度より928万円増加しました。税は貴重な収入源であり、その滞納は、毎年繰り返し意見書で述べられておりますが、住民の税負担の不公平感につながる、極めて重大な問題です。平成21年度においては、管理職による徴

収チームの編成や収納のための特別窓口の開設など、さまざまな努力が行われました。こうした努力を継続しながら、徴収率の向上に向け、なお一層取り組みを強められるよう要望いたします。

歳出においては、予算現額88億2,888万円に対し、決算額は84億9,414万円で、執行率は96.2%となっております。

投資的経費は、前年度比56.2%の増となっております。平成21年度の事業としては、中野小学校耐震改修・大規模改修工事、町道幹線6号線整備事業などに取り組み、継続的事业としては、町道整備事業、用悪水路の改修事業、公園整備事業、土地区画整理事業等の生活環境整備事業を始め、第五次総合計画で計画された諸事業の推進がなされました。

経常的事业についても、広範囲にわたる事務事業を推進し、環境保全・住民福祉の向上に寄与されました。

平成21年度の財政状況の概要については、以上のとおりであり、堅実な財政運営に努力されていることがうかがえます。実質単年度収支は、昨年度に引き続き黒字となりました。義務的経費のうち、人件費及び公債費は着実に減少を続けています。しかし、今後も町税等の落ち込みの回復には相当の期間を要すると見られ、その一方で扶助費を中心に財政需要がますます増大していくことは明らかです。引き続き、各事業運営の効率化をより一層推進されるよう要望します。

老朽化が進む公共施設や町有設備については、限られた予算の中では、重要度、緊急性を考慮しながら、年次的・計画的に整備を進めていくことが大切です。この点については、庁内外の合意形成に向けた取り組みを進めていかれるよう要望します。

なお、予算・職員数ともに減少傾向にある今日、限られた財源を最大限に生かすためにも、一人ひとりの職員の力量をより高めていくことが、極めて重要になっています。また、組織を簡素化し、効率的な事務事業の執行ができるシステムづくりも欠かせません。これらの問題についても、管理職を中心に全庁で情報を共有し、長期的・計画的な人材育成と活用の方法を研究・検討しながら、積極的に改善の取り組みを強めるよう要望するものです。さらに、NPO法人の設立を支援するなど、より住民が参加する行政運営の在り方についても、十分な検討を加えられるよう望みます。

(2) 国民健康保険特別会計

事業勘定

歳入総額	3,111,796,437円
歳出総額	2,784,696,805円
歳入歳出差引額	327,099,632円

平成21年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算額は、上のとおりであります。前期高齢者交付金の大幅な増加などにより、単年度収支は2億4,118万円の黒字となりました。

国民健康保険加入者は前年度と比較して69名(0.8%)減少しました。

歳入のうち、国民健康保険税は、総額の29.3%であり、前年度比0.5%の減となっております。

国民健康保険税の徴収率は、前年度より2.2％低下して76.2％となり、収入未済額も2億7,000万円余りと多額に上っています。町税と同様、より一層徴収の強化に当たり、十分な成果が上がるよう努力され、税負担の公平性を堅持されることを強く望みます。

国庫支出金は、前年度とほぼ同額の7億8,075万円であり、内訳としては、療養給付費等負担金が前年度比9.8％減、財政調整交付金が38.7％増となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金は、143.1％、3億1,431万円の大幅増となりました。療養給付費交付金は、前年度とほぼ同水準の2億344万円となっています。

一般会計繰入金は、前年度と比べて4.0％、668万円の増、繰越金は前年度比55.8％、6,815万円の減となっております。

歳出総額は、前年度比0.8％増であります。そのうち保険給付費は18億596万円で総額の64.9％を占め、前年度比5.8％の増となっています。加入者と国保税収入が減少している中でも医療費が増大していることは、今後の不安要素となっています。

国民健康保険事業は、団塊の世代が退職期を迎えたことによる本格的な高齢社会の到来で医療水準の高度化に伴う医療費の増高などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われます。

保健センターを中心に、予防を中心とした保健事業の充実改善に積極的に取り組み、被保険者の健康増進に努めるとともに、医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 老人保健特別会計

歳入総額	38,651,729円
歳出総額	29,615,275円
歳入歳出差引額	9,036,454円

平成21年度の老人保健特別会計決算額は、上のとおりであります。

平成20年度から新たな高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）が創設され、老人保健特別会計からの歳出は、過年度分の清算処理のみとなっています。

歳入は、前年度比83.3％減であり、支払基金交付金は前年度比99.9％減、国庫支出金は前年度比99.8％減でした。

歳出は、前年度比85.0％減であり、医療諸費は前年度比99.9％減となりました。支払基金等交付金精算返還金及び一般会計繰出金をその内容とする諸支出金が90.2％増となっており、歳出総額の99.7％を占めています。

老人保健制度の清算業務は平成22年度末まで行われることから、引き続き確実な事務の執行に当たられますよう要望します。

(4) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	179,737,712円
歳出総額	177,508,966円
歳入歳出差引額	2,228,746円

平成21年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、加入者の保険料 1 億2,445万円と一般会計からの繰入金4,715万円であり、保険料の収納率は99％となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全体の94.1％を占めています。

後期高齢者医療制度は、発足後間もなく、また、事業主体が広域連合であるため、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(5) 介護保険特別会計

歳入総額	1,424,815,997円
歳出総額	1,405,873,547円
歳入歳出差引額	18,942,450円

平成21年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、総額の18.8％を占めている介護保険料が前年度比5.9％増、国庫支出金が前年度比13.9％増、支払基金交付金は前年度比4.3％増、県支出金は前年度比7.9％増、一般会計からの繰入金は前年度比8.3％の増、全体では7.1％の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の93.3％を占めており、前年度比 1 億1,826万円、9.9％の増となっております。特に地域密着型施設の整備が進む中で、これにかかわる介護サービス給付費が前年度比39.5％、6,494万円増、居宅介護サービス給付費も9.5％、4,558万円増など、保険給付は急激に増加してきております。制度の健全な維持、発展のため、要支援の人たちへの予防サービスの更なる充実が求められます。また、居宅サービスや地域密着型施設サービスなどの利用者数が年々変化している実態を踏まえ、より利用者や介護者のニーズに合った介護サービスのあり方を常に模索・検討して、住民サービスの向上を図られるよう要望します。

(6) 下水道事業特別会計

歳入総額	396,090,734円
歳出総額	374,930,964円
歳入歳出差引額	21,159,770円

平成21年度の下水道事業特別会計決算額は上のとおりであります。

歳入は、前年度比6.9％減であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の64.4％を占めております。

歳入の中で下水道負担金の徴収率は、前年度から5.9%上昇しているものの、72.9%と依然として低く、また、下水道使用料の未収金が9.3%も増加していることは憂慮すべきであり、徴収率の向上に努力されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比7.7%減、公債費が前年度比1.9%減となっており、総体的には前年度比5.6%減となっております。

現在の下水道認可区域は中野・光善寺地区市街化区域の100%となっております。そのうち供用開始区域は約70.6%であり、数値的には昨年度と同様となっております。経営的な観点からは、供用開始区域内の接続率の向上に、積極的に取り組むことが望まれます。

下水道整備には多額の事業費を要することから、特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行い、住民の快適な生活環境を確立するため努力されるよう望みます。

(7) 学校給食事業特別会計

歳入総額	645,200,861円
歳出総額	249,846,964円
歳入歳出差引額	395,353,897円

平成21年度の学校給食事業特別会計決算額は上のとおりであります。

学校給食事業特別会計は、平成20年度から公会計に組み入れられたものです。

歳入の主なものは、給食費収入1億3,925万円と一般会計からの繰入金5億563万円であります。給食費の収納率は、私会計のころから100%を保ってきましたが、公会計に移行した平成20年度には初めて4万1,000円の収入未済額が発生し、平成21年度も3万1,600円が収入未済となりました。

歳出の主なものは、学校給食費1億8,347万円であり、そのうち75.9%を占める1億3,934万円が給食の材料に充てられる賄材料費です。

なお、平成21年度決算の特色として、一般会計繰入金を主な財源とする5億6,997万円を平成22年度に明許繰越し、学校給食センター建設事業に充てることとなっております。学校給食は、児童生徒の健康維持と健やかな成長に資するとともに、食育を始めとする教育の一環として大切な役割を担っています。学校給食センターの建設が滞りなく進むよう、また当初の目的を十分に達成できるような事業の遂行が図られるよう、期待するところです。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成22年8月10日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾栄一

邑楽町監査委員 小島幸典

続きまして、

平成21年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成21年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成22年8月3日
2. 審査対象 平成21年度邑楽町水道事業会計
3. 審査意見

水道事業収益	501,353,109円
水道事業費用	469,605,590円
当年度純利益	31,747,519円

平成21年度水道事業会計決算は、上のとおりであり、事業収益は前年度比2.4%減、事業費用は前年度比1.3%の減となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に施工され、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、給水戸数及び給水人口の減少、節水意識の定着に伴う一戸あたり有収水量の減少などにより、1,245万円の減収となりました。一方の事業費用は、614万円の減でした。

その結果、当期純利益は昨年度より16.6%、632万円減の3,175万円となりました。今後も水需要の減少傾向は続くものと思われることから、経営状況はますます厳しくなることが予想されます。

水は、毎日の生活に欠くことのできないものであります。町民に安全な飲料水を安定的に供給するため、また健全な経営が行なわれるため、より一層の研究と努力をお願いします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他付属書類を審査し、関係諸帳簿証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行なわれていたことを認めます。

平成22年8月10日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾栄一

邑楽町監査委員 小島幸典

以上で決算審査の報告を終わります。

○相場一夫議長 これをもちまして提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成21年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにいたします。

◎散会の宣告

○相場一夫議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

〔午後 6時25分 散会〕